議 案 第 九号

中 央区 教 育 振 興 基 本 計 画 2 0 2 0 令 和 7 年 3 月 見 直 し の 策 定 に つ ١J て

右 の 議 案 を 提 出 U ます。

令 和 七 年 二月二十二日

提 出 者 中 央 X 教 育

委 員 会 教 育 長

平

林

治

樹

中 央 X 教 育 振 興 基 本計 画 2 2 0 令 和 7 年 3 月 見 直 U を 別 添 のと お IJ 策 定 U ま す。

説 明

中

央区

教

育 振

興基

本計

画 2 0

20(令和7

年3月見直

し)の:

策定に

つ

١J

て

教 育 基 本 法 平二 成 十八年法律 第百二十号) 第十七条第二項 の規定に基 づ き、 中 央区教 育 振 興

基 本 計 画 2 0 2 令 和 7 年 3 月 見直し)を策 定 するた め、 こ の 議 案 を 提 出し ま す。 (案)

中央区教育振興基本計画2020 (令和7年3月見直し)

令和7(2025)年3月中央区教育委員会

人

第1章 「中央区教育振興基本計画2020」の見直しにあたって	1
1 計画見直しの趣旨	1
2 計画の目的および位置付け等	1
(1)目的	1
(2)位置付け	1
(3)計画の範囲	1
(4)計画の期間	1
3 他の計画等との関係	2
4 子ども等の意見の反映	2
第2章 教育を取り巻く環境の変化	2
第3章 中央区が目指す基本的な考え方	3
1 中央区教育委員会の教育目標	
2 「10年後の中央区の姿」	3
第4章 今後の取組の方向性	4
基本方針 1 個性や能力を伸ばす教育の推進	6
(1)確かな学力の定着・向上	6
(2) 魅力ある学校づくり	1 0
(3)教育支援の充実	1 4
基本方針 2 豊かな心、温かな人間関係を育む教育の推進	2 0
(1)子どもの健全な育成の推進	2 0
(2)いじめを生まない学校づくり	2 4
(3)良好な教育環境の推進	2 8
基本方針3 健康な体づくりの推進	
(1) 健康づくりの推進	3 2
(2)学校における体育・スポーツ活動の充実	3 6
基本方針4 文化・スポーツなどの生涯学習活動への支援の充実	4 0
(1)図書館サービス等の推進	4 0
(2)スポーツ・レクリエーション活動への支援	4 4
第5章 計画の推進に向けて	4 7
1 計画の進行管理	4 7
2 関連部局との連携・協力	4 7
3 学校・家庭・地域の連携・協働	4 7

資料編

・「中央区の教育環境に関する基本条例」	4 8
・中央区教育大綱	5 0
・中央区教育振興基本計画検討委員会における検討経過	5 1
・中央区教育振興基本計画検討委員会委員名簿	5 2
・中央区教育振興基本計画2020見直しにおける検討経過および体制	5 3
・各種関係データ	5 4
・用語説明	6 0

第1章 「中央区教育振興基本計画2020」の見直しにあたって

1 計画見直しの趣旨

中央区教育委員会では、令和2(2020)年3月に「教育基本法」に示された理念の実現と、教育振興に関する施策の総合計画として、令和11(2029)年度までの10年間を計画期間とした「中央区教育振興基本計画2020」を策定し、教育目標を実現するための各施策を総合的・計画的に推進してきました。本計画が計画期間の半期を経過するにあたり、各施策の取組状況やこの間における社会情勢の変化、学校教育を取り巻く状況の変化などを踏まえ、計画後半期における教育施策の着実な前進を図るため、「中央区教育振興基本計画2020」の必要な見直しを行いました。

2 計画の目的および位置付け等

(1) 目的

本計画は、教育委員会の教育目標と中央区が目指すこれからの「教育」の実現に向けた施策を総合的かつ体系的に明らかにし、併せてその内容を区民に分かりやすく示すことを目的とします。

(2) 位置付け

教育基本法第17条第2項に規定する「教育振興基本計画」として位置付けます。

(3) 計画の範囲

本計画の範囲は「主に教育委員会が所掌する学校教育および学校教育との関連において必要とされる図書館等の社会教育分野」とし、学校教育振興の総合計画とします。

なお、具体的な施策の推進にあたっては、生涯学習・子育て支援等の関連部局との連携を図っていきます。

(4) 計画の期間

令和2(2020)年度から令和11(2029)年度までの10年間

基本方針および主要施策

現行の中央区教育振興基本計画2020の期間である令和2(2020)年度から令和11(2029)年度までの10年間における、本区が目指す教育目標の実現に向けた方針および施策です。

取組の方向性

前期に引き続き計画後半期(令和7(2025)年度から令和11(2029)年度)に重点的に取り組むべき具体的な施策です。

計画期間内においても、国や東京都の動向および教育環境の変化や制度等の変更を踏まえ、必要に応じて内容の見直しを行うこととします。

3 他の計画等との関係

本計画は、本計画策定時に示された国の「第3期教育振興基本計画」および東京都教育委員会の「東京都教育ビジョン(第4次)」また、計画期間中に示された「第4期教育振興基本計画」「東京都教育ビジョン(第5次)」を参考とするとともに、「中央区基本計画2023」はもとより、「中央区子ども・子育て支援事業計画」等の関連計画のほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に基づき策定した「中央区教育大綱」との整合性を図っています。

4 子ども等の意見の反映

こども基本法(令和4年法律第77号)第11条「こども施策に対するこども等の意見の反映」については、小学校6年生および中学校3年生の社会科の授業において、中央区教育振興基本計画2020の位置付けや学校生活における関わりについてアンケートを徴取し、本計画の見直しの参考としました。

第2章 教育を取り巻く環境の変化

中央区教育委員会は、「中央区教育振興基本計画 2020」を策定し、子どもたちの健やかな成長が図れるよう、本区の区立学校や教育機関を挙げて施策の実現に向けた取組を推進してきました。

この間の我が国を取り巻く社会情勢は大きく変化し、世界的な規模でパンデミックとなった新型コロナウイルス感染症や国家間の武力紛争を契機とした物価高騰など、社会全体として急激な変化に対処する力が求められています。

また、本区は令和9年度中には人口20万人となる見込みであり、全国的な課題である少子化の状況とは異なり、堅調に増加する児童・生徒への対応など、良好な教育環境の維持・向上について取り組むとともに、コロナ禍等の社会的な背景を要因として、無気力や不安傾向から不登校となる子どもたちへの心理面のケアや個別の対処についても重要性を増しており、本区の実情に即した教育政策の着実な実行が求められています。

こうした状況の中で、本区の教育においては、子どもたちが必要な知識や技能、思考力・判断力・ 表現力等を習得したうえで、情報を整理・分析しながら多様な考え方を持つ他者と協働し、主体的に 課題を解決する資質・能力を身に付けることが重要です。地域の課題や環境問題等をテーマに探究的 な学習を充実させることに加え、次代を担う子どもたちが自立的でより豊かな生活を送ることができ るよう、職業観や勤労観を培うキャリア教育とともに、金融リテラシーを身に付けるための教育など も必要な分野です。また、子どもたちにとって学校が楽しく学びたいと思える環境整備や魅力向上の ほか、さまざまな居場所機能を確保していく必要があります。

中央区教育委員会は、子どもたちが健やかに成長し予測困難な時代を生き抜く真の「生きる力」を 身に付け、複眼的な視座を持ち、柔軟でたくましい大人に成長することを願うとともに、教職員が子 どもたちと向き合う時間を適切に確保できるよう、学校における働き方改革を進め、専門教職員の拡 充や研修の充実など、義務教育体制における量の確保をはじめ、教育の質についても充実を図る施策 を展開します。

また、かねてより培ってきた学校の歴史や我が国の伝統・文化を大切にしながら、教育における「不易」と「流行」を十分見極めつつ、子どもたちそれぞれの未来がより輝かしいものとなるよう、誰一人取り残さず、すべての子どもが将来への希望を持って、自ら伸び、育つ教育の実現を図ってまいります。

第3章 中央区が目指す基本的な考え方

1 中央区教育委員会の教育目標

中央区教育委員会は、「次代を担う子どもたちが、心身ともに健康で、勤労と責任を重んじ、広く国際 社会において信頼と尊敬を得られる人間性豊かな人として成長することを目指す」とともに、「区民の生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動を支援する」ため、次の「教育目標」を掲げています。

子どもたちが希望に満ち、自らの未来を切り拓いていけるように

- ・ 思いやりの心、健康な体、強い意志を持つ人
- ・ すすんで学び、考え、行動する人
- ・ 人の役に立つことを積極的に行う人

の育成に向けた教育を推進します。

子どものころから生涯を通じて、文化やスポーツなどの活動に親しむ ことができるよう、関係機関等と連携して生涯学習を推進します。

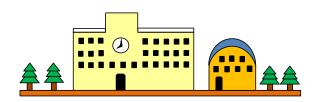
2 「10年後の中央区の姿」 (中央区基本計画2023 (令和 5 (2023)年 3 月策定)より抜粋)

さまざまな社会の変化を乗り越え、自らの力で未来を切り拓き、持続可能な社会の創り手としてたくましく生きる子どもたちが育まれています。また、良好な学習環境が確保され、子どもたちが放課後も安全に安心して過ごすとともに、地域の人々との交流を通じて心豊かに成長しています。

家庭・地域・学校・関係機関の連携がより一層進み、地域全体で家庭教育を支援する体制が整い、子どもたちが心身ともに健やかに成長しています。また、青少年が野外活動やレクリエーション等の集団行動を通して、自主性や社会性を身に付け、地域の健全育成を担う指導者として活躍しています。

誰もが生涯にわたって学習することができる機会が確保されているとともに、学びの成果をいかし、ボランティアや地域活動に参加するなど、ゆとりと潤いのある豊かな生活を送っています。また、魅力ある図書館づくりが進み、子どもから大人まで読書活動や地域資料に親しみ、心豊かな区民生活が営まれています。

誰もが日常的にスポーツ・レクリエーション活動を楽しみ、健康で生涯を通じていきいきとした生活を 送っています。

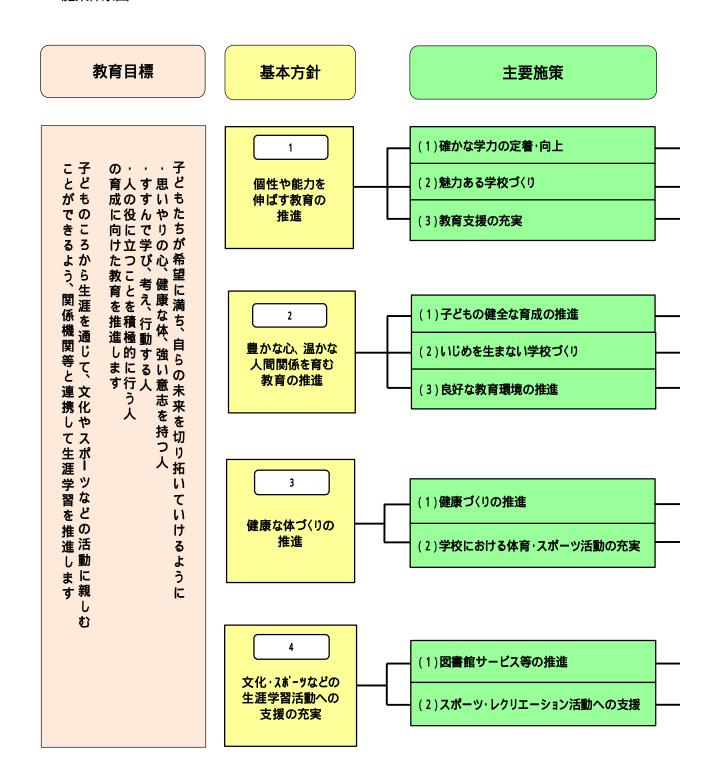


第4章 今後の取組の方向性

教育目標の実現に向けた4つの基本方針は、「知(確かな学力)」、「徳(豊かな心)」、「体(健やかな体)」 の3分野別の方針と生涯学習支援に関する方針から構成されています。

本計画においては、この基本方針ごとの主要施策と取組の方向性を体系的にまとめました。

<施策体系図>



保幼小の連携	個別最適な学びと協働的な学び	の実現 学習の基盤となる	読解力の育成理	数教育·英語教育の充実
教員の資質と能力の向上	地域から信頼される学校づくり	特色ある教育活動 学	校における働き方改革	等
切れ目のない障害特性等に 外国人児童・生徒への支援	応じた適切な支援 不登校の	未然防止・早期発見・早期対応(の取組 不登校の教	育機会の確保等
心を育てる教育の推進 子どもたちを取り巻く環境改	豊かな人間性を育む体験活動の3 善に向けた取組	実施 情報を深く考える力の	育成	
いじめの未然防止の取組	いじめの早期発見・早期対応の	取組		
学校施設の整備等 GIG	GAスクール構想の推進 幼児	教育環境の充実		
規則正しい生活習慣の定着	関係機関との連携や外部講	師を活用した健康教育の充実		
体力の維持・向上に向けた町	双組 授業以外の運動機会の	拡充		

基本方針 1 個性や能力を伸ばす教育の推進

(1) 確かな学力の定着・向上

文部科学省では、「確かな学力」を「基礎的・基本的な知識や技能はもちろんのこと、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、より良く問題解決する資質や能力等まで含めたもの」とし、「生きる力」の知的側面を担うものであるとしています。

教育委員会が定める教育目標においても「生きる力」の育成を掲げており、心身ともに健康で、勤労と 責任を重んじ、広く国際社会において信頼と尊厳を得られる人間性豊かな人として成長することを目指し ています。このことから、「確かな学力」の定着・向上に向けて、予測が困難な時代の中、子どもたちの可 能性を最大限に広げ、一人一人に応じたきめ細やかな教育の推進が必要と考えています。

現状と課題

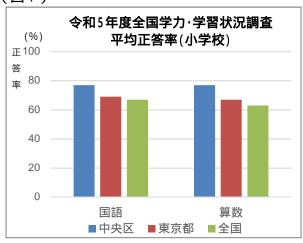
急速に変化する社会では、情報を主体的に捉えながら何が大切かを考え、他者と協働して新たな価値の創造に取り組むことが重要です。そのため、学習の基盤となる情報や文章を正しく読み解く力や、発達段階に応じた計画的な情報活用能力の育成を通じて、主体的に生きる資質・能力を育成することが必要となります。

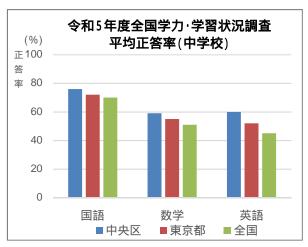
とりわけ、子どもたちの読解力については、自らの目標を達成し、自らの知識と可能性を発展させるとともに、書かれた文章を理解し、利用し、熟考する能力の育成に、幼少期より取り組んでいく必要があります。 読解力の向上は、文章の内容や著者の意図などを解釈するとともに、内容を要約・紹介するほか、意見表明 や論じる機会を設けるなど、自らの考えを簡潔にまとめていく能力を高める取組が必要です。そのためには、朝読書をはじめとした読書活動を推進し、文学的文章だけではなく新聞や科学雑誌など幅広い読み物に接することを学校教育に積極的に取り入れていくことが重要です。

本区では、児童・生徒の学力を測る指標として国が実施している学力調査1.のほか、小学校4年生から中学校3年生までの全学年を対象とした学習力サポートテスト2の結果も活用しながら、一人一人の学力の定着状況等について確認しているところです。令和5(2023)年度に実施した国の学力調査においては、すべての調査対象教科(小学校:国語・算数、中学校:国語・数学・英語)について国および東京都の平均点を上回る結果が出ており(図1)、令和5(2023)年度の学習力サポートテストの結果においても、小学校は全教科、中学校は、国語、数学、英語について、参加校平均を上回る良好な結果が出ています(図2)。また正答率分布図を見ると、小学校4年生の算数や中学校3年生の国語等ほとんどの教科で児童・生徒の多くが正答率の高い方に分布しており、正答率の低い方に向けなだらかに分布しています(図3)。一方、中学校1年生の社会、中学校2年生の理科では、正答率がなだらかに分布しており、参加校平均を下回る生徒も一定数います(図4)。このことから、児童・生徒の発達の段階を考慮するなど、一人一人の状況に合わせた学習意欲や学力の向上を図るための授業改善を行う必要があります。

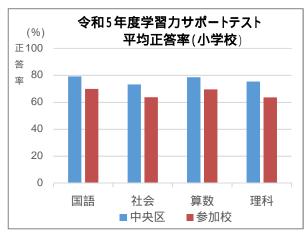
また、幼児期の教育は、生涯における人格形成に重要なものであり、幼児の望ましい成長や発達を見通した支援と教育を行う就学前の取組が重要性を増しています。さらに、小学校教育への円滑な接続についても、幼児・児童一人一人に応じた指導を行うことができるよう、保幼小の連携も引き続き進める必要があります。

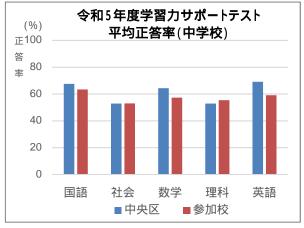
(図1)



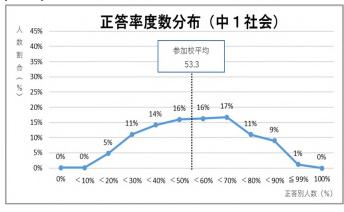


(図2)



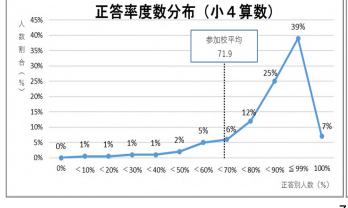


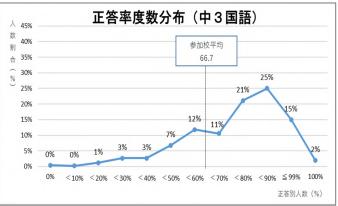
(図3)





(図4)





未来を創る教育の推進

変化の激しい社会においては、自ら学び・考え・他者と協働するなど、より良い社会を創造する力を養成することが重要です。そのため、主体的・対話的な深い学びの視点からの授業改善やデジタルシチズンシップ教育3などを実践します。

個別最適な学びと協働的な学びの実現

個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、GIGAスクール構想⁴のさらなる推進など、一人一人に応じた学習意欲や学力の向上を図るとともに、問題解決能力やコミュニケーション能力を育成していきます。

学習の基盤となる読解力の育成

さまざまな情報を理解して考えを形成し、文章等により表現していくために必要な読解力は、すべての学習の基盤となることから、国語科等の授業や読書活動を通じて育成していきます。

理数教育・英語教育の充実

算数・数学における習熟度別指導の推進、理科の観察や実験の技術を身に付けるための指導の充実や、科学的思考力を育む取組を実施していきます。

また、教員の英語力・指導力を向上させ、小・中学校9年間を通した英語教育の充実を図るとともに、多様な文化への理解、興味・関心を深め、探究心、知識・思いやりに富んだ児童・生徒を育成します。

保幼小の連携

保幼小の連携は、子どもたちの円滑な成長と発達を促すための重要な取組です。子どもたちの相互交流を積極的に行うとともに、幼児教育の充実や保育所、認定こども園⁵、幼稚園と小学校の連携を強化していきます。

【主な取組】

-1 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善

各学校が定める学力向上プランやICT⁶を効果的に活用するなど、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に行うことで、主体的・対話的で深い学びを具現化する授業を行います。また、職業観等を培うキャリア教育⁷とともに、金融リテラシー⁸を身に付けるための教育を実施します。

-2 デジタルシチズンシップ教育の推進

インターネットの仕組みや情報の探し方等の基礎力、情報の真偽の判断や多様な視点から物事を考える思考力など、発達段階に応じた計画的な情報活用能力の育成により、情報社会で主体的に生きる資質や能力を育成します。

-1 個別最適な学習や協働学習の推進【充実】

学習用タブレットのAIドリルやグループ学習等のツールを活用することで、個々の理解度に合わせた最適な学習やグループワーク等の協働学習を促進します。また、プレゼンテーションツールを活用し、発表の機会を増やすことで、表現力の向上を図ります。

-2 探究学習の推進【充実】

全小中学校においては、自ら課題を見つけ、解決策を模索する探究学習を推進するため、インターネットや学校図書館を活用した情報収集や考察など、より深い学びを実現します。また、全幼稚園におい

ては、「すくわくプログラム⁹ (中央区版)」を通して各園の特色をいかした環境をさらに充実させ、子どもたちの興味・関心に応じた探究活動を推進し、自己肯定感や思いやりなど非認知能力の育成に努めていきます。

-3 少人数指導における習熟度別指導の実施

国が実施している学力調査のほか、学習力サポートテスト、意識調査を実施し、基礎的・基本的な学習内容の定着状況を把握するとともに、フォローアップ教材¹⁰を活用した指導を実施します。ドリルソフトを活用し、児童の実態に応じた個別最適化された学びを実現します。また、区独自の講師を活用し、習熟度別指導を実施し、一人一人に応じたきめ細やかな指導を充実させることで、学力向上を図ります。

-4 アンケートを活用した個に応じた指導

学校生活に関するアンケート調査を実施し、児童・生徒の学習意欲や学級での満足度を把握します。 教員が児童・生徒の意欲や満足度を把握することで、きめ細やかな一人一人に応じた指導を展開することが可能となり、個に応じた学習指導、生活指導につなげることで、学校生活の充実を図ります。

多様な観点からの読解力の育成【充実】

国語科はもとよりその他の教科においても、学習の基盤となる読解力を育成する授業の推進に取り組むとともに、区立図書館と各学校の連携を強化し、子どもの読書活動を推進していきます。また、学校図書館支援センター¹¹を設置・運営し、学校司書の配置や読書活動推進に関する年間計画の作成・事業の企画等を通じて、学校図書館の適切な蔵書管理を行うとともに、機能を強化することで探究的な学習や読書活動の充実を図ります。

-1 理数教育の推進

子どもたちが理科に興味・関心を持ち、意欲的に学習に取り組む環境づくりのため、小学校理科支援員12によるサポートなど、児童・生徒の理解を深める授業の工夫や理科の実験・観察の学習の充実を図るとともに、教育センター13による専門家の講演など、より興味・関心を高める各種教室を実施していきます。また、引き続き算数・数学において区独自の講師を活用し、習熟度別指導を実施するなど一人一人の理解に合わせた授業を展開していきます。

-2 英語教育の推進【充実】

ALT(外国人英語指導助手)を配置し、英語科や英語活動を充実することにより、「聞く」・「話す」・「読む」・「書く」の4つの技能の習得を目指します。さらに、民間の資格・検定試験実施団体と連携することで児童・生徒の英語の技能を適切に把握し、指導に活用します。

-3 体験学習の実施

TOKYO GLOBAL GATEWAY¹⁴を活用し、英語体験学習を実施します。また、中学生海外体験学習¹⁵や海外中学生の受入れによる交流を継続することで、英語教育と合わせ、多様な文化への理解・興味・関心を深めるとともに、探究心・知識・思いやりの心を育みます。

保幼小の接続期カリキュラム16

小学校への円滑な接続を図るため、接続に視点をあてた「保幼小の接続期カリキュラム」を活用する とともに、保育士と幼稚園教諭の合同研修会や互いの保育活動を体験するなど、幼児教育施設間での実 践研修を実施し、幼児教育の質の向上に努めます。

また、保育所・認定こども園・幼稚園・小学校の代表者で構成される保幼小連絡会のほか、小学校区連携グループによる保幼小連携日では、アプローチカリキュラム、スタートカリキュラムを共有することで、幼児教育と小学校教育の学びにつなげていきます。

基本方針1 個性や能力を伸ばす教育の推進

(2) 魅力ある学校づくり

学校は、子どもたちが友人や先輩、教員や地域の大人等さまざまな個性や価値観、社会的立場の違いを持った人々との関わりを経験することによって、将来、自らが社会の一員となるための準備をする場であるとともに、子どもたちが安心して楽しく通える場所でなくてはなりません。学校での生活の中で、自分の存在が認められることや自分の活動によって何かを変えたり、生活をより良くしたりできると実感が持てるような経験を積むとともに、その一方で他者との意見の違いや誤解による軋轢等を解決し、互いの関係を修復し、協力していくためにはどのようにしたら良いかを学ぶことが大切です。

そのためには、教員が子どもたちに向き合い、一人一人に応じた指導をするとともに、アドバイスし、励ましていくことが必要です。教育委員会では、子どもたちが他者との関係性の中で切磋琢磨し、将来に向けて豊かな経験をしている学校を「魅力ある学校」と考えています。

現状と課題

全国学力・学習状況調査において、「学校に行くのは楽しいと思いますか」の問いに対して、小学校6年生は約18%、中学校3年生では約16%が「楽しくない」と回答しており、全国や東京都と比較すると中学校では肯定的に回答した割合が高いものの、小学校では令和4・5年度は全国および東京都の平均を下回っています(図1)

子どもたちが意欲を持って学習するためには、学校が自己実現の場として魅力あるものでなければならず、 その中核となり指導を行うのは教員です。子どもたちの身近な理解者として、その可能性を伸ばしていくためには、教員の資質・能力の向上を図るとともに、その力を発揮できる環境を整備していくことが重要です。

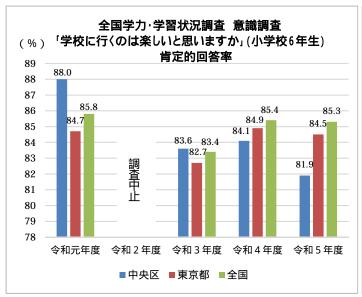
本区における教員の配置状況を見ると、経験年数が1年から10年までの比較的経験年数の浅い教員が小学校で4割超、中学校で5割と多くなっています(図2)。そのため、授業力向上に関する研修、特別支援や新たな教育課題に関する研修等の実施に加え、学校管理職を中心とした校内サポート体制を確立するとともに、教育委員会の支援を充実していく必要があります。

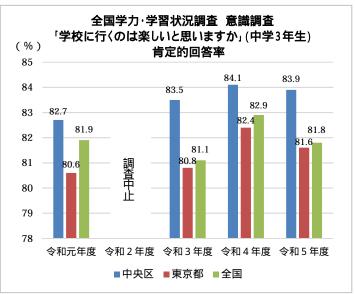
学校現場における教員の長時間労働や多忙化といった状況が社会問題となる中、本区においても全国的な傾向と同様、長時間にわたる勤務時間が問題となっています(図3)。こうした状況を踏まえ、教育委員会では平成31(2019)年2月に「中央区立学校における働き方改革推進プラン」を策定し、教員の長時間勤務を見直し、子どもたちに効果的な教育活動を行うことができるよう、取組方針と具体的施策の方向性をまとめました。教員が心の余裕を持ちながら子どもと向き合う時間を充実させ、教員同士が指導方法を十分研究する機会を増やすとともに教員自身が働きがいを感じることが重要です。

また、中学校部活動の在り方については、競技経験のない教員による部活動指導のほか、大会への生徒の 引率や大会運営への参加が求められる点など教員の負担となっている一方で、生徒にとって魅力あるスポーツ・文化芸術活動の機会を十分に確保できるよう、教員の負担軽減にも配慮しながら地域連携の取組を推進 していく必要があります。

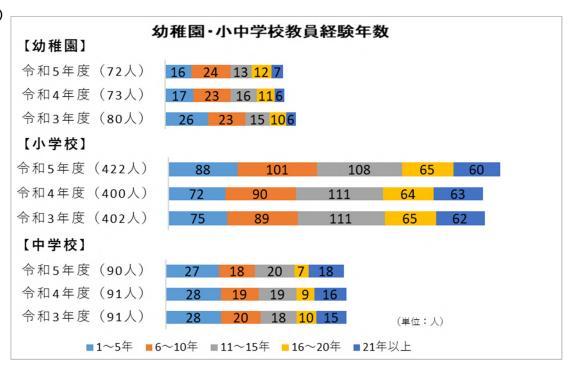
さらに、魅力ある学校づくりのためには、保護者・地域の協力も欠かせません。現在、全小中学校では学校公開や行事等により教育活動を保護者や地域の方にご覧いただくとともに、PTA活動や学校評価¹⁷学校評議員制度¹⁸等を通じて、保護者や地域の方々と連携しています。今後も、これらの活動をより充実・発展させ、保護者や地域の方々の理解と協力を得ながら、信頼される学校づくりに取り組んでいく必要があります。

(図1)

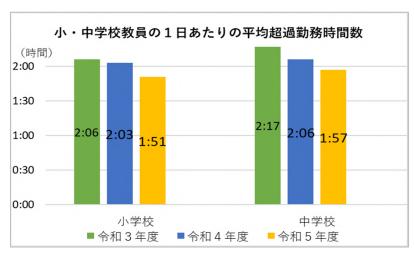




(図2)



(図3)



教員の資質と能力の向上

意欲と指導力にあふれる教員を育成するため、教員の資質と指導力を向上させるOJT¹⁹や職層に応じた研修等を充実します。併せて若手教員等経験が浅い教員をサポートする体制づくりに取り組みます。

地域から信頼される学校づくり

学校評議員制度や学校評価を活用し、自律的・継続的に学校運営の改善を図り、学校・保護者・地域が同じ目標の下、子どもたちを共に育む教育を推進します。

特色ある教育活動

全小中学校・幼稚園が自主性と創意工夫をいかした特色ある教育活動を展開し、文化・伝統等の地域に根ざした活動等を通して魅力ある学校づくりを推進します。

学校における働き方改革等

教員の勤務実態を把握し、役割分担や業務の進め方等さまざまな観点から業務を見直すことで多忙感の解消や長時間労働を改善し、教員が一人一人の子どもと向き合う時間を充実させる取組を推進します。

【主な取組】

-1 教員育成研修

教員としての資質・指導力の向上を図るため、学校内外において教育課題を先取りした組織的な研修を行うとともに、教育センター講師やメンタティーチャー²⁰による巡回指導など、若手教員や希望する 臨時的任用教員に対する指導力向上につなげる研修の充実を図ります。

また、「主体的・対話的で深い学び」の授業を実践するため、指導法研修会はもとより、国際化・情報 化への対応やICT機器の操作研修のほか特別支援教育²¹への理解など今日的な教育課題に対する研 修を充実します。

-2 教育支援チームの設置

若手教員の人材育成を図るとともに、落ち着きのない学級など改善が必要な場合に、教育センターからの支援チーム(指導力のある元教員や校長、臨床心理士等)によるサポートを行い、課題の早期解決を図り、学校の自主的な教育活動を支援します。

-1 学校評議員制度

信頼される学校づくりを推進するため、全小中学校・幼稚園に学校評議員会を設置し、学校経営方針や指導の重点目標、教育活動等に関する情報を公表し、積極的な意見交換を推進します。

また、保護者会等において、学校評議員会で出された意見等を周知するとともに、広く保護者の意見の聴取にも努めます。

-2 学校評価システム

中央区学校評価ガイドラインに基づき、前年度の評価結果を踏まえた目標の設定や自己評価等を行います。また、その結果を公表するとともに、4年に1度の周期で学校運営に専門的な見識のある第三者

を加えた外部評価を実施し、学校運営や教育活動の改善を図ります。

特色ある教育活動

自主性と創意工夫による学力向上を図ります。さらに、感性・情操を育む教育や地域の文化・伝統を踏まえた活動、心と体を育てる体験学習等さまざまな特色ある教育活動を展開することで、良質な学校づくりを推進します。

-1 校務のDX²²の推進

「1日の勤務時間を超えた時間の1カ月の合計が45時間を超える教員をゼロにする」という基本目標の下、積極的に校務のDXを推進することで事務の効率化を図り、教員が授業改善や児童・生徒の指導に十分に取り組める環境を整備します。

-2 教員の安全衛生管理体制の充実

健康診断やストレスチェック²³の実施、ハラスメント相談窓口を設置します。さらに、必要に応じた 医師や保健師等との面談を実施するなど、安全衛生管理体制の充実に取り組んでいきます。

-3 教員のサポート体制の強化

教育課程の適正な編成や実施に向け、各学校への指導・助言体制を強化することで、適正な教育の質の維持とともに指導時間数を確保します。また、少人数指導や教科担任制の試行等における区独自の講師の配置に加え、校務や授業準備を支援する会計年度任用職員の配置やメンタティーチャーによる若手教員へのサポートを行うことで教員の負担軽減とともに質の高い教育の実現につなげていきます。

-4 スクールロイヤー制度【充実】

学校・幼稚園において、いじめや保護者からの過剰な要求、事故への対応等の諸課題について、法律の専門家への相談を必要とする機会が増加していることから、弁護士が専門的立場から必要な指導・助言を行う学校法律相談を実施し、速やかな問題解決につなげるとともに、教職員の負担軽減を図ります。

基本方針 1 個性や能力を伸ばす教育の推進

(3) 教育支援²⁴の充実

子ども一人一人の個性や能力を伸ばし質の高い教育を保持するためには、学校における教育活動の充実を図ることが大切です。さらに、個々の成長・発達・家庭環境の違いを踏まえ、心の発達や教育的ニーズを把握し、子どもの学びを支える取組が必要です。

その中でも、不登校や特別な配慮を必要とする子どもたちに対する教育支援は、学校と教育委員会、その他関係機関が一体となって取り組まなければなりません。一人一人の課題に対して有効な支援や指導を行うためには、教育センターを中心に学校や家庭等が連携し、子どもに適した教育環境を整備していく必要があります。そして、個に応じた指導や支援体制を充実することにより、子どもたちが本来持っている能力や可能性を引き出し、将来、社会のさまざまな変化の中でも生き抜く力を身に付けることが重要であると考えています。

現状と課題

小・中学校の就学相談 2 5の件数は、令和元年度から令和 2 年度にかけて大幅に増加し高い推移をたどっています。さらに、全小中学校に設置した知的発達に課題のない発達障害 2 6等の児童・生徒を対象とした特別支援教室 2 7の入室者も年々増加していることから、障害の種類や程度に関わらず、一人一人の子どもの状態や教育的ニーズに応じて教育や支援を行う特別支援教育 2 1を、質・量ともに充実していく必要があります(図 1 ~ 3)。

そして、学校生活において子どもが自らの力を最大限に発揮し、さらに伸ばすためには、本人や保護者と協力して教育的ニーズと必要な支援について見極め、成長や発達に合わせて適切な教育や支援を積み重ねることが大切です。そのため、子ども発達支援センター「ゆりのき」²⁸と連携し、就学前から就労期まで一貫して、障害特性に応じた切れ目のない教育や支援が行えるよう「育ちのサポートカルテ²⁹」のさらなる活用を推進します。さらに、子どもの心身の発達状況や教育的ニーズに最もふさわしい指導や支援を提供するためには、一人一人に合った「多様な学びの場」が必要です。そのため、通常の学級・特別支援学級³⁰・通級指導学級³¹・特別支援教室²⁷・特別支援学校³²が連携し、教育相談³³や就学・転学相談等を通じて、一人一人に合った学びの場を提供していくことが求められています。

また、「長期欠席幼児・児童・生徒の月例調査」の結果から、中学校の不登校の現状は、令和4年度から令和5年度にかけて減少していますが、この調査結果については、不登校の多かった学年が卒業したことによるものであり、小・中学校とも年々増加傾向にあります(図4)。これら不登校の理由としては、「無気力、不安」・「生活リズムの乱れ、あそび、非行」・「いじめを除く友人関係をめぐる問題」・「家庭に係る状況」など、多くの要因が重なっている状況です(図5)。

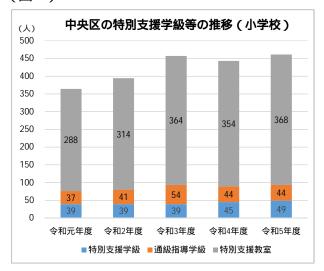
このような不登校の児童・生徒に対しては、学習や心身のケアをするなど、各種支援を充実させる必要があります。そのため、学校以外での学びの場の充実や心身の状況を継続的に把握するなど、子ども一人一人の状況に応じた教育支援を充実していくことが重要です。(図6)

さらに、国際化が進展する中で、本区の外国人人口も増加しており、外国人児童・生徒が安心して学ぶことができるよう支援していくことも重要です。

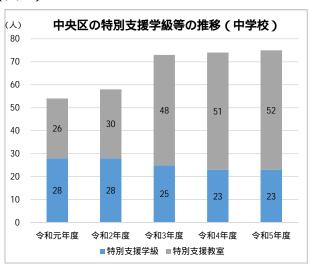
(図1)

中央区における就学相談件数の推移 (件) 160 135 129 140 126 122 120 100 80 60 35 32 40 21 20 0 令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 ── 小学校 ── 中学校

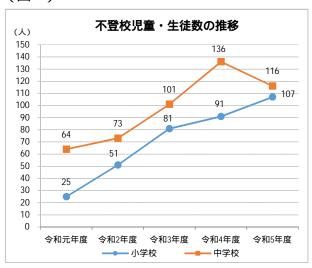
(図2)



(図3)



(図4)



(図5) 令和3・4・5年度 不登校の要因について(単位人)(図6) 令和5年度 不登校児童・生徒への対応(単位人)

	年 度	令和3年度				令和4年度				令和 5 年度			
		合計	幼稚園計	小学校計	中学校計	合計	幼稚園計	小学校 計	中学校計	合計	幼稚園計	小学校 計	中学校計
1	病 気	116	51	32	33	144	64	55	25	341	158	152	31
2	経済的理由	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	いじめ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	いじめを除く友人関係をめぐる問題 教職員との関係をめぐる問題		0	15	16	33	0	12	21	24	0	4	20
			0	3	1	1	0	1	0	1	0	1	0
3	学業の不振	8	0	2	6	10	0	4	6	14	0	5	9
不	進路に係る不安	2	0	0	2	3	0	0	3	3	0	2	1
登	クラブ活動・部活動等への不適応	0	0	0	0	3	0	0	3	1	0	0	1
校	学校のきまり等をめぐる問題	4	0	3	1	3	0	2	1	9	0	5	4
主	入学、転編入学、進級時の不適応	19	0	1	18	20	0	4	16	15	0	5	10
たる要	家庭の生活環境の急激な変化	4	0	1	3	6	0	3	3	8	0	6	2
因)	親子の関わり方	11	0	4	7	11	0	3	8	17	0	12	5
	家庭内の不和	2	0	1	1	7	0	2	5	3	0	1	2
	生活リズムの乱れ、あそび、非行	21	0	9	12	20	0	5	15	27	0	11	16
	無気力、不安	76	0	42	34	110	0	55	55	101	0	55	46
	不登校幼児・児童・生徒の合計	182	0	81	101	227	0	91	136	223	0	107	116

区 分	小学校	中学校
①不登校児童・生徒数の合計	107	116
① ①のうち、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等により専門的な相談・指導を受けている児童・生徒 (学級担任や学年主任、管理職等による支援は除く) 複	69	39
② ①のうち、スクールソーシャルワーカーの支援を受けている児童、生徒	22	43
③ ①のうち、適応教室、メンタルサポーター、教育相談室等で 相談・指導を受けている児童・生徒	39	42
回内① 答答 適応教室で相談・指導を受けている児童・生徒	12	30
あへ ④ り 重 の メンタルサポーターを派遣している児童・生徒	14	6
○ 複主 な 教育相談室で相談・指導を受けている児童・生徒	24	18
⑤ 上記②・③・④による相談・指導または学級担任や学年主任、管理職等による支援を受けていない児童・生徒	0	0

<特別支援教育>

切れ目のない障害特性等に応じた適切な支援

児童・生徒数の増加に伴い、医療的ケア³⁴も含め特別な支援や配慮が必要な子どもも増えることが予想されるため、特別支援学級の新設をはじめ、障害特性等に応じた適切な学習環境の場が提供できるよう基礎的環境整備の充実を図っていきます。

また、子ども発達支援センター「ゆりのき」と連携して障害の早期発見・早期支援を図り、切れ目のない 支援体制を構築するため、個別の教育支援計画・「育ちのサポートカルテ」による組織的な支援を実施し、 全小中学校・幼稚園において特別支援教育を推進します。

さらに、共生社会の担い手を育成するため、特別支援学校で学ぶ子どもたちに対して、副籍制度に基づき地域の小学校や中学校での交流活動を推進することにより、障害のある人への理解に留まらず、「社会にはさまざまな立場や考えの違う人がいて当たり前である」という人間同士の相互理解(人権教育)や、思いやりの気持ちを大切にする人格の形成につなげます。

<不登校対策>

不登校の未然防止・早期発見・早期対応の取組

不登校は、いじめや発達障害、家庭環境に起因するもの等多様化しており、特別な状況下で起こるのではなく「どの子にも起こり得る」と捉えることが必要です。そのため、学校に行けないまたは行かない状態になる前にいち早くその前兆を捉えることが重要となります。

専任教育相談員³⁵ (臨床心理士等) やスクールカウンセラー³⁶、スクールソーシャルワーカー³⁷ (社会福祉士等) による不登校傾向の強い児童・生徒への相談活動や働きかけによる一人一人の学校生活への意欲をアセスメント³⁸する取組に加え、学校内における支援体制を構築する取組を進めます。

不登校の教育機会の確保等

不登校状態となった子どもに対しては、本人や保護者の意思を十分に尊重しつつ、家庭から外に出るための居場所づくりや不登校の要因や背景を把握するために、スクールソーシャルワーカーやメンタルサポーター³⁹等を派遣し、登校にあたっての受入体制の整備等の支援を行います。また、学校に登校できない児童・生徒が自らの進路を主体的に考え、社会的に自立することができるよう、学習支援・学習機会の充実に取り組むとともに、国や東京都の動向を踏まえ、さまざまな教育施設との連携も含めた支援の在り方を検討します。

<外国人児童・生徒への支援>

外国人児童・生徒への支援

外国人児童・生徒が、速やかに日本の学校教育に適応できるよう、語学指導員の配置やICT機器の活用により学校生活を支援します。

【主な取組】

-1 子どもの教育的ニーズに即した就学相談の実施

保護者からの就学に関する相談にきめ細かく対応するため、特別支援教育専門員⁴⁰が学校・幼稚園・保育所や保健所、子ども発達支援センター「ゆりのき」等の子どもの発達に関わる機関と連携を図りながら、子ども一人一人に応じた適切な教育が受けられるよう就学・転学相談を実施します。

-2 特別支援学級等の運営

特別支援学級等では障害のある児童・生徒の教育的ニーズに対応するため、基礎的環境整備の充実を図るとともに、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた指導を取り入れていきます。全小中学校に設置している特別支援教室においては、児童・生徒一人一人が抱える困難をより効果的に改善し、個々の学習能力や集団適応能力の伸長を図ります。また、区全体における特別支援教育の体制強化を図るため、特別支援学級(知的障害)の新設について適切に対応していきます。

-3 個別の教育支援計画・「育ちのサポートカルテ」を活用した切れ目のない支援

特別な支援や配慮の必要な子どもたちが自立した生活が継続できるよう適切な支援を行うため、保護者や教育・福祉・医療・保健等の関係機関が適切な役割を担い、互いに連携を図りながら個別の教育支援計画・「育ちのサポートカルテ」を作成・活用し、幼児期から義務教育修了まで一貫した支援体制の構築を図ります。

-4 副籍制度による交流の促進

東京都立特別支援学校に在籍するすべての児童・生徒が、地域とのつながりの維持・継続を図るため、 居住する通学区域の指定校に副次的な籍(副籍)を置き、副籍校での交流を行います。また、副籍校の 児童・生徒の障害理解教育、人権教育にもつなげていきます。

-1 不登校未然防止に向けた一人一人のアセスメントの推進

「よりよい学校生活を送っているか」、「友達との人間関係づくりができているか」等について、アンケート等を活用しながらアセスメントを実施し、教員および専任教育相談員等が児童・生徒一人一人の行動等の把握に努めます。その結果必要があれば、保護者と連携して、悩みや不安の解消に向け支援していきます。

-2 学校内における支援体制の構築【新規】

不登校やその傾向にある児童・生徒が安心して過ごせる居場所を校内に設置し、校内別室指導支援員 41が学習支援や学習以外の活動、話し相手・相談相手など一人一人の状況に応じた適切な支援を行っていきます。

-3 教育相談等の実施

各幼稚園・小・中学校に専任教育相談員を教育センターから定期的に派遣します。また、問題を抱える生徒や家庭・学校を支援するため、各小・中学校にスクールソーシャルワーカーを派遣します。

さらに、不登校やその傾向にある児童・生徒のほか、心理的な問題を抱え何らかのケアが必要と認められる児童・生徒に対して、心理職や教職を志す学生等をメンタルサポーターとして学校や家庭、適応教室等に派遣し、心のケアや対話、学習等の支援を行い、不登校等の未然防止を図ります。

適応教室「わくわく21」42の運営【充実】

不登校等の児童・生徒の個々の状況により、「学校以外の居場所づくり」、「生活や学習状況の改善」、「学校復帰に向けた支援」といった目的別・段階的に支援が行えるよう、適応教室「わくわく21」を運営します。適応教室「わくわく21」では、通室とオンラインによる個に応じた学習や対話支援および民間事業者による学習支援を実施するほか、さまざまな場所からつながることができるメタバースの活用を検討するなど、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりに努めます。

また、引きこもり防止の取組、発達障害の課題克服、主体性・社会性の育成のため、適応教室専門員と臨床心理士等が連携して、ソーシャルスキルトレーニング⁴³等を行います。

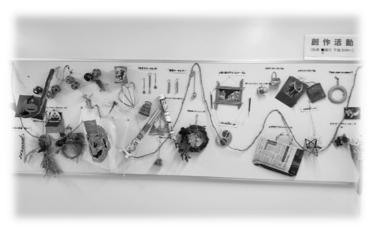
加えて、在籍校の教職員等による定期的な家庭訪問等の対面指導を行うなど、不登校等の児童・生徒の社会的自立に向けた多様な教育機会の確保を進めていきます。

外国人児童・生徒への支援

外国から編入学した児童・生徒が、言語や生活習慣の違いを克服し、日本語での読み、書き等のコミュニケーションの充実を図り速やかに日本の学校教育に適応できるよう、語学指導員を配置します。また、ICT機器を活用して円滑なコミュニケーションを図るなど、学校と連携して日本語能力が十分でない外国人等の児童・生徒の学校生活を支援していきます。

<適応教室「わくわく21」での活動の様子>







コラム

大人からは見えにくい子ども間のトラブル

近年の子どもたちを取り巻く情報通信環境は、スマートフォンやタブレット端末をはじめ、 目まぐるしく変化しており、子ども間のトラブルやいじめ、不登校へ発展する場合も報告され ることから、適切な利用方法について継続した取組が重要と考えています。

こうした状況の中、子どもたちは、学校やご家庭の中で SNS の使用ルールについて理解を深め、デジタルシチズンシップ教育を通じて適切な情報の取り扱い方を学んでいるところです。また、いじめは絶対許されるものではないという強い認識はありつつも、こうしたデジタル機器を通したいじめは、常に起こり得ると想定しておくことが大切です。問題が深刻化すると、子ども間のトラブルが親間のトラブルに発展する可能性もあることから、身近で起こり得ることと認識しておくことで、不要なトラブルを未然に防ぐことができます。

教育委員会では、こうした子どもを介したトラブルが生じた際に相談できる窓口として、 電話相談や来所相談等を実施するとともに、学校にもスクールカウンセラーやスクールソー シャルワーカーが巡回しています。

子どもたちの些細な変化も見逃さないよう、お気軽に教育センターまでご相談ください。

<相談日時> 毎週月曜日から土曜日の午前9時から午後5時まで

<電話番号> 電話相談 03-3545-9203

来所相談 03-3545-9200

基本方針2 豊かな心、温かな人間関係を育む教育の推進

(1) 子どもの健全な育成の推進

子どもたちが生涯にわたって、他者や社会等と関わりながらより良く生きていく上で、自らを律する 心や互いを思いやる心、人間関係を築く力など、豊かな人間性や社会性を身に付けることはとても大切 なことです。幼少の頃からこのような心の教育を行うことにより、不満や怒り、悲しみ等といった自分 の気持ちをうまくコントロールし、いじめや非行を防止することができると考えられます。

教育委員会では、礼儀や他人を思いやる文化や精神が育まれ、それぞれの立場を理解し協調することが 重要であり、人として調和のとれた成長が図れるよう、今後とも子どもたちの健全な育成を推進していき ます。

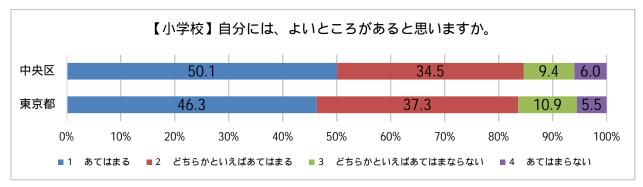
現状と課題

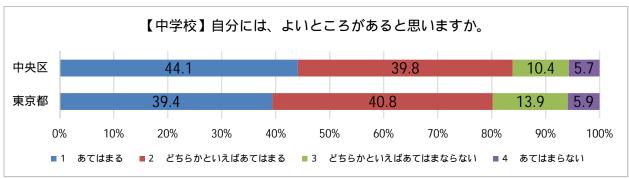
急速に発展する情報社会を生きる子どもたちは、これまで以上に他者を思いやる心を持つことや多様な価値観を認めることに加え、社会問題を自分のこととして捉えて他者と意見を交わしながら道徳的価値観を磨いていくことが大切です。こうした中、「特別の教科 道徳」では、「より良く生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる」を目標とし、学校の教育活動全体を通じてより良く生きるための基盤となる道徳性を育成することが重要です。

また、子どもたちが他者とより良く関わるためには、自分自身が大切な存在であると実感できるような自尊心を育成するとともに、他者も大切な存在であることを理解し、共感力を高め、慈愛の精神を育むことが大切です。令和5(2023)年度全国学力・学習状況調査では、「自分には、よいところがあると思いますか。」という設問について、肯定的な回答が東京都の平均値と比べて高い傾向にあることが分かっています(図1)。その一方で、自己肯定感が低い児童・生徒も一定数見受けられることから、今後とも子どもたちの自尊感情、自己肯定感等を高めていく教育活動を積極的に展開していく必要があります。令和6(2024)年度全国学力・学習状況調査では、「授業や学校生活では、友達や周りの人の考えを大切にして、お互いに協力しながら課題の解決に取り組んでいますか。」という設問について、肯定的な回答が全国・東京都と同様に高い傾向にありますが、今後も教育活動全般において協働的な学びを通じて他者との意見交換や協力することの良さを感じることのできる機会を増やしていく必要があります(図2)。

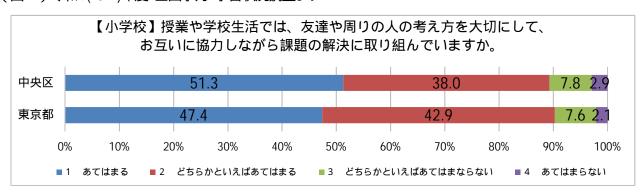
そして、情報社会においては、子どもたちが相手意識を持ちながら情報を適切に扱える資質・能力を身に付けていくことが大切です。また、社会の変化が激しい昨今の状況における子どもの健全育成に向けては、学校と家庭の連携を強化することに加え、地域との信頼関係のもと協力して子どもを育む取組を推進していくことが必要です。

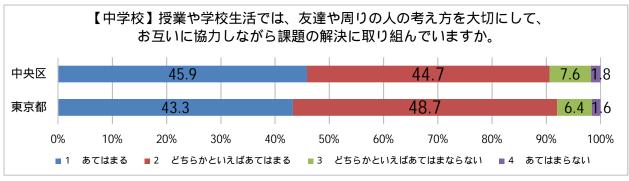
(図1)令和5(2023)年度全国学力・学習状況調査より





(図2) 令和6(2024)年度 全国学力·学習状況調査より





心を育てる教育の推進

他者とより良く関わるためには、自分を適切に、前向きに評価できることが必要であり、道徳の時間等を通して、自分自身の内面を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方について考えることはとても重要なことです。すべての教育活動を通して、自分や他者を大切にする人権尊重の理念や、社会のルールを守る規範意識の醸成について一層の充実を図ります。

豊かな人間性を育む体験活動の実施

体験活動は、豊かな人間性、自ら学び、自ら考える力などの生きる力の基盤、子どもの成長の糧としての役割が期待されています。キャリア教育や自然体験、宿泊体験、ボランティア等の活動は、豊かな社会性を育むとともに、望ましい勤労観を身に付けさせることができることから、子どもたちが新たな発見、気付きができる体験活動を今後も積極的に取り組んでいきます。

情報を深く考える力の育成

情報社会では、他者を思いやる心を持つことなど、道徳的価値観を磨いていくことが重要です。そのため、情報を、相手意識を持ちながら倫理的かつ多角的に考察し、活用する能力を育成します。

子どもたちを取り巻く環境改善に向けた取組

子どもたちが安心して日々を過ごすためには、自分が大切に思われているということを子どもに実感させることが必要です。そのためには、学校・家庭・地域が、共に育てていくという姿勢を持ち見守り、子どもを取り巻く環境の向上・改善等に向けた取組を行います。

【主な取組】

-1 人権教育

「人権教育推進委員会⁴⁴」を設置し、個人の尊重や男女平等など毎年度研究テーマを定め、学校・幼稚園・地域の実態に即して人権教育推進上の課題を整理するとともに、人権教育の理念について十分な認識を有する教員の育成をはじめ、人権教育プログラム⁴⁵に基づく教育内容・方法の充実を図ります。学校・幼稚園は、人権教育全体計画および年間指導計画を策定し、偏見や差別をなくし、人権尊重の精神を培い、子どもたちがお互いの多様性を認め合う教育を推進します。特に、いじめは人間の尊厳を傷つける重大な人権侵害であり、決して許されないとの認識に立って行動できる力を身に付ける教育を推進します。

-2 道徳教育

道徳の授業を中心に、教育活動全体を通して道徳教育を推進するとともに、保護者や地域の方が参加して行われる「道徳授業地区公開講座⁴⁶」や深刻ないじめ問題等を解消するため、児童・生徒・保護者を対象に命の尊さや友情といった心に訴える「命と心の授業」を開催します。また、「特別の教科 道徳」においては発達段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題やいじめをはじめとしたさまざまな課題を一人一人の児童・生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」について、道徳教育講座⁴⁷の内容を深めるとともに、各学校が指導内容や指導方法を研究することにより、さらなる道徳教育の推進を図ります。

-1 キャリア教育⁷

一人一人の社会的・職業的自立が図られ、必要な能力や態度が育まれるよう、キャリア教育の意義と必要性を正しく認識するとともに、学校全体で取り組む推進体制を築き、さまざまな職層研修において子どもの実態や発達に応じた指導内容・方法について改善をしながら推進を図ります。

-2 集団宿泊体験

豊かな自然をいかした体験活動や共同生活等を通じて、他者を思いやる豊かな心情を育むとともに、児童・生徒一人一人の主体的な学習を推進していきます。

	· · ·
実施学年	宿泊体験名
小学校4年生	セカンドスクール
小学校5年生	夏季林間学校、夏季臨海学校
小学校6年生	移動教室
中学校1年生	宿泊訓練
中学校2年生	移動教室
中学校3年生	修学旅行

-3 ボランティア活動

地域清掃や高齢者施設訪問、スポーツイベントの運営補助等のボランティア活動を通じて、さまざまな人々との連携・協働やコミュニケーションを体験することにより、子どもたちの社会貢献意識を育成するとともに、地域や社会の一員としての自覚を促します。また、自尊感情や自己肯定感等を高めることにもつながることから、今後もボランティア活動の機会を提供していきます。

-1 SNS⁴⁸学校ルールの策定

各学校の児童・生徒が主体的に議論し、多角的な視点からSNSの利用におけるルールを策定する活動を実施します。

-2 セーフティ教室の開催

全小中学校において、関係機関と連携し、スマートフォンの使い方やネット犯罪への対応等を学ぶことができるセーフティ教室を実施します。

家庭教育力の向上

家庭教育の推進や親力の強化を図るため、区、学校関係者、PTA、民生・児童委員、青少年委員等地域の家庭教育関係者で構成する「中央区地域家庭教育推進協議会⁴⁹」を設置し、学校やPTA、地域の子育て支援団体と連携し家庭教育学習会など家庭教育を学ぶ機会を提供しています。

基本方針2 豊かな心、温かな人間関係を育む教育の推進

(2) いじめを生まない学校づくり

いじめは、いじめられた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を及ぼし、児童・生徒の心に長く深い傷を残します。

本区では、いじめは絶対に許さないという強い信念を持っていじめの未然防止等に取り組んでいますが、「いじめはどの学校、どの学級、どの子どもにも起こり得る」という認識のもと、いじめの防止、早期発見に努め、ささいな兆候にも適切に対応していく不断の取組が重要です。

また、いじめの傍観者も加害者の一員であるという認識を子どもたちに理解してもらい、いじめが発生した際には強い気持ちを持ってお互いが助け合えるような学校づくりを推進します。

現状と課題

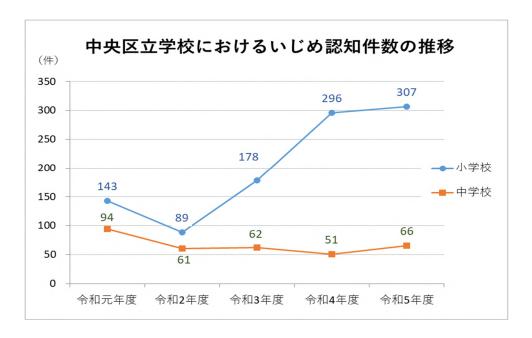
いじめの定義は「他の児童・生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)で、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」です。これは、ふざけ合いなどと勘違いしていじめを見逃すことがないよう、本人が嫌だと感じたものはいじめと認知し、未然防止や早期発見につなげていくというねらいがあります。本区のいじめの認知件数(図1)が増加傾向にあるのは、教員が早期発見に向けて、児童・生徒の変化を見逃さず、一人で抱え込むことがないよう、組織的に情報交換できる体制を構築し対応している結果であると考えています。

令和5(2023)年度「児童・生徒の問題行動及び事故等の月例調査」の「いじめの態様」を見ると、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、次いで「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」となっています(図2)。これらは、いじめを見ている周りの児童・生徒も「ふざけている」と勘違いしたり、被害を受けている児童・生徒もその時には気付かずに、後になっていじめと認識したりするケースもあります。しかし、このようないじめは教員の目が行き届かないことも多く、まわりの児童・生徒もいじめをいじめとして認識せずに見過ごしてしまう可能性があることから、気が付いたときには重大ないじめに発展してしまうといった危険性がひそんでいるといえます。

最近ではSNS上でのいじめも認知されてきており、学校での学習用タブレットの使用や、スマートフォンの普及により、平成29(2017)年度には小学校で1件、中学校で0件であったものが、令和5(2023)年度では、小学校で10件、中学校で9件と、年々増加している状況にあり、友達の悪口を書きこむ、不適切な画像や動画をアップロードするなどといった行為が見受けられ、SNS上で行われるいじめは、より大人からは見えにくい状況となっています。そのため、日常生活におけるモラルを身に付けるとともに、情報モラル50についても指導を適切に行う必要があります。

教員等以外によるいじめ発見のきっかけとして最も多かったのは、「いじめを受けた本人の保護者からの訴え」である一方、「本人からの訴え」や「まわりの児童・生徒からの情報」は少ない状況です(図3)。これは、前述の理由以外にも、いじめられた子ども自身が「心配されたくない」などの気持ちから、いじめを否定する心理が働いている場合が考えられます。まわりの児童・生徒も、いじめと認識しているにも関わらず、「仕返しが怖い」「次は自分かもしれない」などの思いから、勇気が持てず傍観者として情報提供を踏みとどまるケースも考えられます。学校の内外を問わずさまざまな角度からいじめの未然防止に努めるとともに、早期発見・早期対応を組織的に行うことで、子どもたちが安心して相談できる環境を整えることが重要です。

(図1)



(図2)

令和5年度調査 いじめの態様

(単位:件)

区分	小学校	中学校
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	159	41
仲間はずれ、集団による無視をされる。	15	7
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	69	6
ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。	14	0
金品をたかられる。	3	0
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	5	0
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	52	5
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	10	9
その他	0	0
計	327	68

複数回答あり

(図3) 令和5年度調査 いじめの発見のきっかけ

(単位:件)

区分	小学校	中学校
学級担任が発見した	31	2
学級担任以外の教職員が発見した	18	1
養護教諭が発見した	7	0
スクールカウンセラー等の相談員が発見した	1	2
アンケート調査など学校の取組により発見した	83	47
本人からの訴え	49	4
当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	102	9
児童生徒(本人を除く。)からの情報	14	1
保護者(本人の保護者を除く。)からの情報	2	0
学校以外の関係機関(相談機関を含む。)からの情報	0	0
その他(匿名による投書など)	0	0
計	307	66

いじめの未然防止の取組

いじめを生まない学校づくりを推進するため、「中央区いじめ防止基本方針⁵¹」および各学校における「学校いじめ防止基本方針⁵²」に基づき、さまざまな観点から未然防止に積極的に取り組みます。

未然防止に関しては、道徳科や命と心の授業等を中心に教育活動全体を通して、児童・生徒が互いに認め合い尊重される存在であるという認識を持たせるとともに、「傍観者も加害者の一員である」という意識が持てるように指導します。また、スマートフォンやSNS等の使い方や情報モラル教育50を引き続き行うとともに、東京都教育委員会からの学校非公式サイト等の監視による情報を活用していきます。さらに、学習指導要領53に則り、情報モラルの指導を行っていく中で、デジタルシチズンシップ教育の視点を踏まえた教育を行います。

加えて、児童・生徒が不安に思ったとき、友人関係で些細なトラブルがあったときに、教員のみならず スクールカウンセラー等に相談しやすい環境を整え、児童・生徒が悩みを一人で抱え込まないようにしま す。

いじめの早期発見・早期対応の取組

いじめを重大化、複雑化させないように早期発見・早期対応に取り組みます。

毎年、いじめに関するアンケートを実施し、さらに、いじめの疑いがあるときには、「学校いじめ対策委員会⁵⁴」を開くなど組織的な対応を徹底します。また「中央区いじめ問題対策連絡協議会⁵⁵」において実際にあったいじめ対応事例をケーススタディとして取り入れるなど協議内容等をより充実させ、学校と関係機関等が一層実効性のある連携・協力体制を構築します。

【主な取組】

-1 いじめを絶対に許さないという心の教育の推進

道徳の時間や命と心の授業の活用をはじめ、学校生活全体で互いを認め合う心の育成に努めます。 併せて、いじめを発見した際には勇気を持って情報提供をすることの大切さを伝え、子どもたちが楽 しくのびのびと過ごせる、いじめを生まない学校づくりを推進します。

-2 教育相談体制の推進【充実】

小・中学校に専任教育相談員を定期的に派遣し、児童・生徒が悩み等を気軽に相談できる環境を整えるとともに、スクールカウンセラーによる全員面接を行うなど、SOSの出し方に関する教育を充実します。また、スクールカウンセラーの需要が高い中学校については、派遣回数を増やすなどの対応を図り、きめ細やかな相談を実施します。

さらに、学習用タブレット端末から教育委員会に直接相談内容を送信できる「中央区子ども相談フォーム」を設定し、子どもの悩みや不安を受け止め、寄り添いながら、解決につなげられるように支援します。

-1 いじめに関するアンケート等の実施

「中央区いじめ総合対策⁵⁶」に基づいた「学校いじめ対策委員会」による認知の徹底や、年3回の「いじめに関するアンケート」の実施、全教員による状況把握等を通していじめの早期発見に努めます。また、学校がいじめを認知した場合、即時に「学校いじめ対策委員会」を開き、いじめ対応方針と役割分担を校長が決定し、解決に向けて迅速に対応します。

-2 いじめ問題への対応に向けた体制の整備

「中央区いじめ防止基本方針」に基づき、教育委員会および各学校は、未然防止・早期発見・早期対応など具体的な取組を実施するとともに、「中央区いじめ問題対策連絡協議会」において、子ども家庭支援センター「きらら中央」⁵⁷、児童館、警察署等の関係機関や、地域住民(主任児童委員、保護司、青少年委員等)がいじめ問題について協議し、早期発見・早期対応を進める体制を構築していきます。

-3 「中央区いじめ問題対策委員会58」の設置

教育委員会は学識経験者や社会福祉関係者、弁護士、心理士等の専門家による「中央区いじめ問題対 策委員会」を設置し、いじめ問題に対する取組状況の検証を行い、いじめ問題への対応の改善を図って いきます。

基本方針2 豊かな心、温かな人間関係を育む教育の推進

(3) 良好な教育環境の推進

子どもたちが良好な学習空間で学び、教員や友達との関わりを大切にしながら安全に安心して学校(園) 生活が送れるよう、学校施設等の教育環境を充実していかなければなりません。特に、学校施設の整備にあたっては、単なる保全等を目的とした「施設整備」に留まらず、ICT機器等の基盤整備、認定こども園への取組など、新しいニーズに対応するとともに、中学校35人学級化など国の動向等を注視しながら、子どもたちにとってより良い教育環境を構築していくことが重要だと考えています。

現状と課題

本区は、定住人口の増加に伴い、児童・生徒数が増加しており、推計では今後も増加していくことが予想されています(図1)。このような状況の中、区内の開発動向をはじめ、地域の状況を踏まえながら、適切な時期に学校施設を整備していく必要があります。

とりわけ、月島地域については、東京2020大会の選手村跡地が住宅転用されたことに伴い、本区の力強い人口増をもたらす地域として、普通教室の確保をはじめとした教育ニーズを的確に捉えながら、義務教育環境の維持・向上が必要です。そのためには、学校内の余剰空間の教室化や増築の検討をはじめ、確度の高い人口推計に基づく児童・生徒数の予測や柔軟な通学区域の見直しを行うことが重要です。また、引き続き、勝どき地区や豊海地区など月島地域全体にわたる住宅開発に伴う児童・生徒数の増加傾向を注視しつつ、適宜適切な対策を講じていくことが求められています。

施設整備に際しては、敷地の確保が困難な中でも校庭面積を確保できるように屋上等の空間を有効活用するなどの工夫をするとともに、教員・児童・生徒がいつでもICT機器を使えるよう情報通信ネットワークの整備を進めるなど学校教育や情報技術の進展に対応し、長期的に有効活用できる施設づくりを行う必要があります。また、学校は、年代を問わずさまざまな人が利用する地域の防災拠点でもあることから、校(園)舎のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化等を図り、安全性や防災機能の充実はもちろんのこと、良好な教育環境の推進のために、あらゆる面から学校施設を整備していくことが重要です。

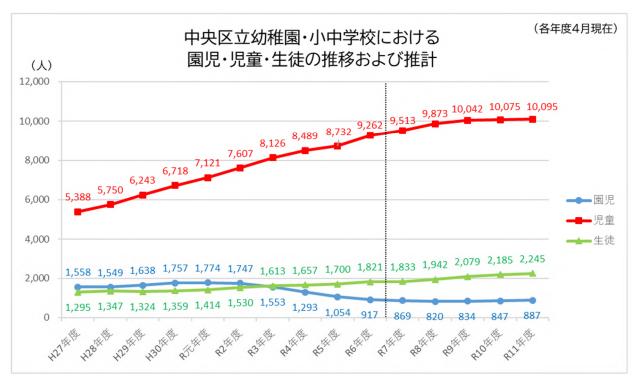
加えて、中央区公共施設等総合管理方針⁵⁹や中央区学校施設個別施設計画⁶⁰に基づき、学校施設を長く有効に使用していくために学校インフラの整備を計画的に実施するとともに、児童・生徒が日々安全に安心して生活できるように維持管理を適切に行っていく必要があります。

さらに、温室効果ガスの増加による地球温暖化等の環境問題が世界規模で深刻化していることから、施設 改修の機会を積極的に捉え、新築や改築の際には原則 Z E B *化の達成を目指すなど、良好な教育環境を確 保することはもとより、省エネルギー化を図りゼロカーボンの推進に取り組んでいきます。

本区では、子育て世帯を中心とした人口の増加に伴う保育園や一時預かり保育⁶¹の需要が高まっています。 国が平成27 (2015)年度に開始した子ども・子育て支援制度により、区と法人が協定を結び運営等の基本的 事項を定めることで、区が運営に関与することができる公私連携方式⁶²が導入されました。

それを踏まえて、本区においても幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園⁵を整備し、多様なニーズに対応していくことが求められています。併せて、区立幼稚園においても、子育て支援の充実を図る必要があります。

(図1)



コラム

*ZEB とは Net Zero Energy Building の略称。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。 ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented の4段階の定義がある。

< 日本橋中学校 校舎イメージ (令和11年 (2029)年改築)>



< 晴海西小学校第二校舎 校舎イメージ(令和11年(2029)年新築)>



中央区基本計画2023の中で、区有施設における脱炭素に向けた率先的な取組を推進することが明記されており、日本橋中学校や晴海西小学校第二校舎の整備においては、断熱性能の高い窓や高効率空調を採用し、環境負荷に配慮した施設づくりを進めています。

学校施設の整備等

学校施設の増改築・改修、整備を進める際には、バリアフリー化や防災拠点機能の充実を図るなど、地域コミュニティの核にふさわしい施設を目指すとともに、自然エネルギーや省エネルギー設備の導入、屋上・壁面の緑化等を促進し、環境負荷の低減はもとより、環境教育の推進にも適う施設づくりを進めていきます。

また、学校施設の整備等にあたっては、地域の状況や最新の学校別の推計、教育環境整備に係る法制度の動向に基づき毎年検討を行い、教室等に過不足が生じないよう数年前から計画的に行っていきます。

さらに、学校施設の保全については、令和2年度策定の中央区学校施設個別施設計画に基づき、学校施設の計画的かつ効率的な維持管理を推進します。子どもたちが安全で快適に学ぶことができるよう、学校施設を計画的に改修します。

GIGAスクール構想の推進

GIGA第2期⁶³に向けて、学習や校務に要する端末の更新、ネットワーク環境の強化やクラウド型のシステムを導入するなど、GIGAスクール構想のさらなる推進を図ることができる環境を整備します。

幼児教育環境の充実

公私連携幼保連携型認定こども園の開設のほか、区立幼稚園での弁当給食や預かり保育の開始をするなど、 幼児教育支援事業を推進します。

【主な取組】

学校施設の整備等【新規】

今後の児童・生徒数の増加に対応するため、ZEB化の推進など区の基本計画や方針に基づき、日本 橋中学校の改築および晴海西小学校第二校舎の整備を進めていき、ゼロカーボンの推進に向け、環境に も配慮した教育施設を整備します。

-2 学校施設の維持管理

学校・幼稚園増改築等のスケジュール

学校名	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
泰明小学校		設計(一期)	設計(二期)	設計(三期)	設計(四期)	設計(五期)				
泰明幼稚園			改修(一期)	改修(二期)	改修(三期)	改修(四期)	改修(五期)			
常盤小学校 常盤幼稚園			改修設計	諸調整		改修				
市盛列作图						久松幼稚園和	多転			
久松小学校 久松幼稚園					改修設計	諸調整	改修			
2014-2014										
銀座中学校		設計		諸調整			改修			
日本橋中学校					基本設計	実施設計	经现金	解体	x·改築工事	
									令利	010年度しゅん工予定
晴海西小学校 第二校舎					基本設計	実施	設計	诺调整	整備工事	
									令和	110年度しゅん工予定

-1 端末の更新【充実】

GIGA第2期に向けて、学習や校務に要する端末を円滑に更新します。また、クラウド型のシステ ムを導入し、端末の活用の幅を広げることで、GIGAスクール構想のさらなる推進を図ることができ る環境を整備します。

端末	実施項目	令和6年 (2024年)										
		12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
	リースおよび購入	●契約の	締結									
	ラー人のより無人			●端	末の納品							
GIGA第2期端末	端末の構築(設定)			●構築に係る契約								
UIUA 分と利加不	学校への納品					•	新入生分					
	חוניוינטי או-ב					●全児童·生徒分			主徒分			
	児童や生徒への引渡						_		-			
GIGA第1期端末	児童や生徒からの引取								●引取	期限		
	リース会社への返却									•	返却	

-2 ネットワーク環境の改善【充実】

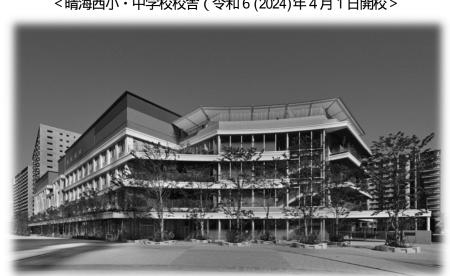
GIGA第2期に適したネットワーク速度を確保することで、ICT教育における最適な学習環境を 実現します。

-3 ICT支援員⁶⁴によるサポート【充実】

全小中学校がICT支援員によるサポートを受けることができる環境を実現し、ICT機器の活用方 法に関する研修を実施するなど、教員の情報活用能力を向上させ、教育の質の向上を図ります。

幼児教育環境の充実【新規】

多様なニーズに対応していくため、公私連携幼保連携型認定こども園である渋谷教育学園晴海西こど も園を開設したほか、全区立幼稚園で、弁当給食および預かり保育の実施を開始します。また、「音」や 「自然」など各園が設定するテーマに沿った探究活動を実践し、園児の非認知能力向上を図る「すくわ くプログラム⁹(中央区版)」を実施することにより、さらなる幼児教育環境の充実を図ります。



<晴海西小・中学校校舎(令和6(2024)年4月1日開校>

基本方針3 健康な体づくりの推進

(1) 健康づくりの推進

健康な体をつくることは、子どもたちが豊かな生活を送るために必要なことであり、教育目標でも掲げている「生きる力」の根底にあるもので、食育は、知・徳・体の基礎となる重要な教育活動です。また、成長期の過程において健康な体づくりを行うためには、バランスのとれた食事を摂ることや適正な睡眠時間を確保するといった規則正しい生活習慣を身に付けることが最も大切です。加えて、子どもの喫煙や飲酒等による健康被害に関する正しい知識と理解を深める健康教育を推進することも重要です。

現状と課題

現在、共働き世帯の増加や核家族化の進展等といった生活環境の多様化に伴い、食生活も変化しています。「中央区健康・食育プラン2024⁶⁵」においても、家族で食卓を囲む機会の減少や家庭における子どもへの食育機会の減少、欠食、栄養バランスの偏り等が指摘されています。こうしたことから、食生活の乱れによる生活習慣病の増加等の実態を踏まえ、健全な食生活や健康的な食習慣を身に付けるための食育を推進していくことが重要です。

本区では、学校設置者として提供する給食を無償化するとともに、学校における食育指導をはじめ、東京産の食材の使用のほか給食メニューの公開など、食育に関する普及啓発活動に取り組んでいます。

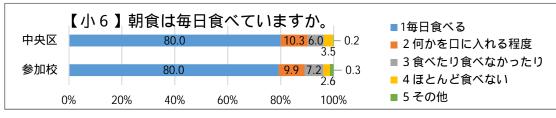
令和5 (2023)年度に実施した学習力サポートテストの生活習慣に関するアンケートでは、朝食の摂食状況に関する質問があり、本区の状況は小学校まではおおむね参加校平均と比較して同じような状況ですが、中学校3年生になると「毎日食べる」と回答した割合が参加校平均に比べて低いことが分かりました(図1)。また、「毎日食べる」と回答した割合は小学校6年生に比べて中学校3年生が低くなっています。これは、思春期特有の外見を気にする時期であること等が考えられるほか、国の「早寝早起き朝ごはんで輝く君の未来66」の資料でも指摘しているとおり、スマートフォンやゲーム等の使用時間の増加に伴う睡眠時間の減少からくる食欲減退も原因の一つではないかと考えています。

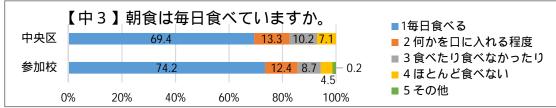
国の同資料では、年齢ごとに必要な睡眠時間は、小学生は9~11時間、中学生は8~10時間とされています(図2)、本区の児童・生徒の就寝時刻は、小学校6年生では午後10~11時頃、中学校3年生になると大半が午後11時以降となっており(図3)、必要な睡眠時間には個人差があるものの、起床時間から考えても全体的に睡眠不足の状態にあるといえます。一方で、スマートフォン等の使用時間については年齢が上がるにつれ増えている状況であり(図4)、児童・生徒本人が睡眠の大切さや役割をしっかりと認識し、その時間の確保に努めるとともに、家庭におけるスマートフォン等の使用に伴うルールづくりの徹底が求められています。

しかし、生活習慣に起因する問題に対しては、これまでも学校や各家庭で指導しているにも関わらず、なかなか子どもたちに定着していないのが現状です。その理由としては、規則正しい生活習慣を身に付けさせようとしても欠食や偏食、睡眠不足等が直ちに体調の変化として現れるわけではなく、実生活において身体の不調に対しての実感が持ちにくいことが考えられます。また、生活習慣の乱れはさまざまなところで悪影響を及ぼすものであることから、子どものうちから規則正しい生活習慣を身に付けさせることが喫緊の課題となっています。

引き続き、子どもの健康問題の動向を注視しながら、心の健康や喫煙、飲酒、危険ドラッグ等の薬物乱用による健康被害に関する正しい知識と理解を深める健康教育の充実も必要です。

(図1) 令和5(2023)年度 学習力サポートテストから抜粋





(図2) 必要と考えられている人間の年齢別睡眠時間

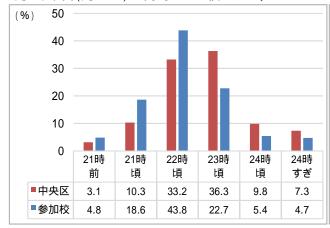
	(文部)	斗学	省資料引	用 出典: '2015米国国立睡眠財団」公表資料)
	年 齢			望ましい睡眠時間
	0	~	3か月	14 ~ 17時間
	4	~	11か月	12 ~ 15時間
	1	~	2歳	11 ~ 14時間
	3	~	5歳	10 ~ 13時間
	6	~	13歳	9 ~ 11時間
I	14	~	17歳	8 ~ 10時間

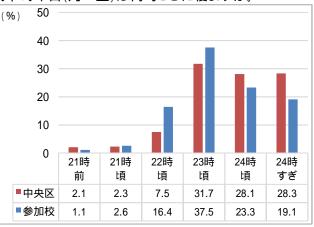
必要とされる睡眠時間の長さには個人差があります。

(図3) 令和5(2023)年度 学習力サポートテストから抜粋

【小6】平日(月~金)は何時ごろに寝ますか。

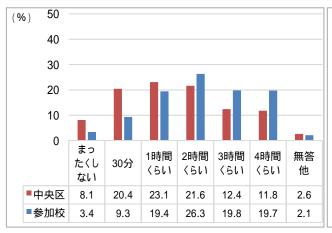
【中3】平日(月~金)は何時ごろに寝ますか。

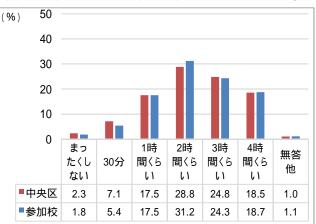




(図4) 令和5 (2023) 年度学習力サポートテストから抜粋 【小6】平日(月~金)、1日当たりどれくらいの時間、テレビや動 画を見たり、インターネットを使ったり、ゲームをしたりしますか。

【中3】平日(月~金)、1日当たりどれくらいの時間、テレビや動画を見たり、インターネットを使ったり、ゲームをしたりしますか。





取組の方向性

規則正しい生活習慣の定着

好き嫌いなくバランスの良い食事を摂る、就寝時間を見直し早寝早起きを推奨するなど、幼児・児童・生徒一人一人が健康についての正しい認識を持ち、主体的に行う健康づくりを推進していきます。また、子ども自らが規則正しい生活を送ることができるよう、学校のあらゆる機会を利用して生活習慣の見直しに向けた指導を行っていくとともに、保護者に対しても家庭における生活時間の見直しについての啓発を行い、学校と家庭とが協力して対応していきます。

関係機関との連携や外部講師を活用した健康教育の充実

専門知識や指導力のある外部講師も積極的に活用しながら、健康全般に関わる教育を推進していきます。 また、生活習慣病やがんについて正しく理解するとともに、健康と命の大切さについて主体的に考える態度を育成します。

【主な取組】

-1 食育に関する授業

本区の地域特性をいかし、飲食店のプロの料理人や大学講師等の「食」の専門家を招いて特別授業を実施し、食育授業の充実を図ります。小学校では、親子で食事を作る楽しさを伝える「親子クッキング」の実施、中学校では生徒自身が調理実習を行う「食育クッキング」を実施し、食への関心を高める機会を通じて、朝食をとることの大切さやバランスのよい食事の必要性について普及啓発を図ります。

-2 生活習慣の見直しの徹底

生活時間の見直しなど、子ども自ら規則正しい生活を送ることができるよう、校内でのPTA活動等の機会や教育広報紙「かがやき」⁶⁷、学校便り等を通じて家庭での過ごし方について啓発を行います。

-1 健康教育

生活習慣病の予防をはじめとした健康づくりを推進するため、学校医や保健所等の関係機関と連携した規則正しい生活を送る指導を行います。また、健康教育の一環として、全小中学校でがんについて学習するとともに、中学校では外部講師を招いたがん教育を実施します。

-2 薬物乱用防止等の推進

学校医・学校薬剤師や警察署等の関係機関と連携を図り、危険ドラッグ等の薬物乱用のほか、市販薬の過剰摂取 (オーバードーズ)による健康被害と健康・安全に関する正しい知識と理解を深める学習を行います。

<小学校・親子クッキング>



<幼稚園・芋掘り>



< 中学校移動教室・田植え体験 >



基本方針3 健康な体づくりの推進

(2) 学校における体育・スポーツ活動の充実

成長期に活発な身体活動を行うことは、子どもたちの心身の成長・発達に必要な体力を高めるだけでなく、生涯にわたり健康を保ちながらいきいきと生活していく活力の育成にもつながります。特に小学校低学年までの子どもは、遊び等による身体活動を通して、体の動かし方を会得し、脳の発達を促していくなど、体を動かすことと心身の発達が密接に関連していると言われています。楽しさや喜びを感じながら運動やスポーツを行い、習慣化させることは子ども一人一人の豊かなスポーツライフの実現につながり、生きる力を支える重要な要素となります。

現状と課題

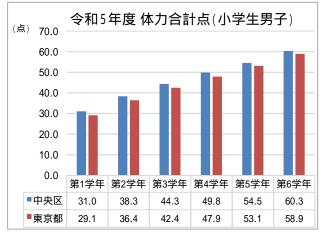
本区の児童・生徒の体力は、「児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」等の体力調査の各種目の合計点から測ることができます。本区では、都心区特有の運動場等の確保が難しい現状を受け、これまで全小中学校においてマイスクールスポーツ(1校1運動)68の実施や体育の授業に体育指導補助員69を配置するなど、全児童・生徒の体力の向上を掲げさまざまな取組を実施してきました。また、就学前から運動習慣を定着させるために全幼稚園を「運動遊び推進園70」に指定するなどの取組も併せて実施し、体力の向上を図ってきたところです。

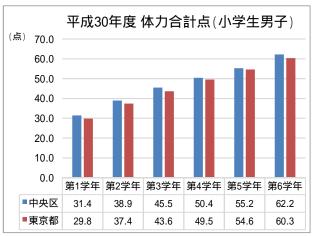
その結果、令和5(2023)年度に実施した体力調査の結果では、平成30(2018)年度と同様に、男女ともに小・中学校の全学年で東京都平均を上回る結果が出ており、これまでの取組の成果が形となって現れているものと評価をしているところです(図1)。一方で、各種目別の観点で国や東京都の記録と比較してみると、小学校男子および女子の長座体前屈、小学校女子のソフトボール投げ、中学校女子の上体起こしにおいて区の平均値が下回っている傾向が見られ、課題となっています(図2)。引き続き、運動が苦手な子どもや日常的に体育の授業以外で運動をしない子どもに対して、体力向上や運動を習慣化させるなどの取組を充実していく必要があります。そのためには、体育活動を通じて、子どもたちの健康増進と体力向上を図るとともに、東京2020大会を契機として取り組んだオリンピック・パラリンピック教育(学校・幼稚園2020レガシー)71を推進し、さまざまなスポーツを体験させることが重要です。

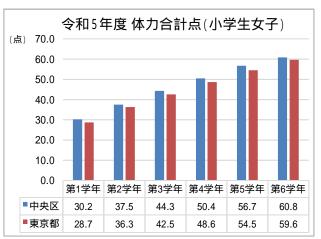
さらに、学習指導要領において、体力や技能の程度、性別や障害の有無等を超えて運動やスポーツを楽しむための指導の充実等が示されたところであり、誰もが生涯にわたってスポーツを主体的に楽しむ態度の育成についても求められています。

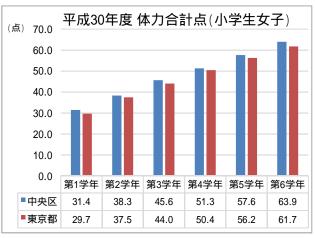
児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果

(図1)









(図2)

東京都平均以上の記録

全国平均以上の記録

全国・東京都平均以上の記録

小学校

小子仪							
中央区	上体起こし	長座体前屈	ソフトボール				
	(回)	(cm)	投げ(m)				
1年男子	11.6	25.6	8.1				
2年男子	13.8	26.5	11.0				
3年男子	16.1	30.1	13.8				
4年男子	18.4	31.0	17.2				
5年男子	19.8	34.2	20.0				
6年男子	21.5	35.4	23.9				
1年女子	10.5	27.7	5.2				
2年女子	12.9	30.0	6.7				
3年女子	15.1	33.7	8.4				
4年女子	17.5	35.4	10.6				
5年女子	19.4	39.1	12.2				
6年女子	19.5	41.0	13.6				

<u> </u>						
中央区	上体起こし	持久走				
	(回)	(秒)				
1年男子	23.2	436.7				
2年男子	26.3	381.0				
3年男子	28.0	388.2				
1年女子	20.3	322.5				
2年女子	21.8	285.9				
3年女子	22.7	292.8				

中学校

取組の方向性

体力の維持・向上に向けた取組

体力調査の結果に基づいて、全小中学校における種目別等の課題を明らかにして授業改善を図ります。 また、小学校における体育指導補助員、中学校における運動種目ごとの専門的技能や指導能力を有する 種目別の指導員を配置するとともに、外部講師や運動器具等を効果的に活用するなど、全小中学校の実 態に応じた体力向上につながる体育指導を充実していきます。

また、幼稚園においては、引き続き全幼稚園を「運動遊び推進園」に指定し、幼児期からの運動能力の向上を意識した運動遊びの充実を目指します。

授業以外の運動機会の拡充

授業だけではなく休み時間等に運動する時間を確保するとともに、マイスクールスポーツの取組の充実等により、年間を通じて学校全体で体力向上の取組を推進します。また、多様なスポーツに触れる機会を設けることで、生涯を通じて主体的に体を動かすことを楽しむ態度の育成を図ります。

【主な取組】

-1 体育・保健体育授業の質の向上

体力調査により本区の児童・生徒の体力の状況を客観的に把握し、子どもたちの健康や体力向上に関する意識を高めるとともに、実施結果に基づき、全小中学校において体力向上に資する取組を設定し、意図的・計画的に実施することにより体力のさらなる向上につなげています。

また、外部講師による最新かつ科学的な知識に基づく運動指導の研修の充実を図るとともに、小学校における体育指導補助員、中学校における専門的技能や指導能力を有する指導員を効果的に活用し、体育・保健体育の授業の質を高めます。また、スポーツクラブの講師やアスリート等を招き園児・児童・生徒へのスポーツ教室を実施することで、スポーツに対する興味・関心を高めます。

-2 運動遊び推進園の取組

全幼稚園を「運動遊び推進園」に指定し、各園の実態に応じて、遊具の整備や活用を行うとともに、外部講師から指導法を学ぶなど教育の指導力を高めるための実践を進めていきます。また、幼児期に身に付けさせたい動作や運動遊びの時間の変化等について数値化し検証を行い、運動遊びのさらなる充実を図ります。

-1 マイスクールスポーツ(1校1運動)

日常的な運動習慣の定着に向け、全小中学校がそれぞれ縄跳び、一輪車、持久走など重点的に取り組むスポーツを掲げて、児童・生徒の健康づくりと体力向上を図ります。

-2 誰もが取り組みやすいスポーツの導入

オリンピック・パラリンピックでも注目されたボッチャのようにゆるやかに体を動かすスポーツのほか、 子どもの関心が高く、一人一人に合わせて強度が調節できるスポーツ等に取り組む機会を設けていきます。

<幼稚園・運動遊び>



<小学校・ラグビー体験>



<中学校・運動会>



基本方針4 文化・スポーツなどの生涯学習活動への支援の充実

(1) 図書館サービス72等の推進

図書館は、誰もが知りたい情報や知識を無料で得ることができる身近な施設であり、図書館サービスを通じて本を読むことの大切さや楽しさを伝える役割を担うとともに、区民の生活・経済・医療・学び等の課題解決を支える知の拠点です。実際に本を手にとって読む「読書」によって、言葉の意味をより深く理解し語彙が豊富になるだけでなく、想像力が磨かれて豊かな表現力が身に付き、自分以外の人の物事の捉え方や考え方を疑似体験することで、自分の意見や考えと比較して客観的に物事を捉えることができるようになります。また、言語能力を向上させる重要な活動の一つであることから、教育委員会では、予測が困難なこれからの時代を生きる子どもたちに対し、読書によって身に付く能力や資質を積極的に活用してほしいと考えています。

現状と課題

全国的な傾向として子どもの読書離れが進行していると言われている中、本区の小・中学生の令和5 (2023)年度学習力サポートテストの調査結果では、中学校3年生になると小学生時よりも本を読まない現状が浮き彫りになっています(図1)。令和5 (2023)年3月に策定した「第四次中央区子ども読書活動推進計画⁷³」中、小学校5年生、中学校2年生を対象としたアンケート調査によれば、「読書が好き」と答えた小学生は53.7%であるのに対し、中学生になると37.4%にまで低下しています(図2)。また、本を読まなかった理由としては、小学生では「本を読むのが嫌いだから(33.3%)」が最も多いのに対し、中学生では「読みたい本がないから(36.6%)、次いで「本を読む時間がないから(25.7%)」となっています(図3)。これは、国と同様、年齢が上がるにつれスマートフォンの使用時間や勉強、部活動等の時間が増えるといった生活環境の変化が読書離れの原因の一つとして考えられますが、アンケートの結果を見ると面白い本と出会える機会がなく、本そのものに興味・関心が持てていないことや自分で調べることの楽しさを実感していないことが根底にあるのではないかと考えています。

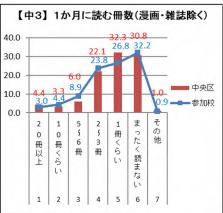
こうした状況の中、本区の定住人口は増加しているものの、図書館における入館者数や貸出者数はおおむね横ばい傾向にありましたが(図4)、令和4年12月に京橋図書館が「本の森ちゅうおう⁷⁴」へ移転し、令和6年7月には晴海図書館が新たに開設したことに伴い、入館者数・貸出者数とも大きく伸びている機会を捉え、まずは手軽に本や各種資料に触れることができる図書館に多くの人に足を運んでもらうことが大切です。

また、晴海図書館の完成をもって区立図書館は4館体制となり、ハード面の基盤整備は完了となりました。区民の知的好奇心を支える拠点施設として、各館では基本的な図書資料に加え、地域特性や年少人口の増加に応えられる蔵書構成が重要であると捉えています。

さらに、江戸開府以来、文化・商業・情報の中心として発展を遂げてきた本区は、歴史的・文化的に重要な資料等を数多く保有しています(図5)。閲覧に供する資料は図書館で、保護を必要とする資料は郷土資料館でそれぞれ管理しており、これら関連する資料等については京橋図書館・郷土資料館の複合施設「本の森ちゅうおう」での一括管理や魅力的な展示等の有効活用が望まれています。

(図1)





(図2)

嫌い

 (単位:%)

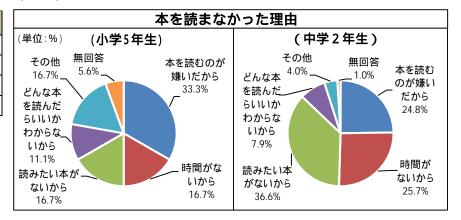
 本を読むことが好きですか。
 小5
 中2

 好き
 53.7%
 37.4%

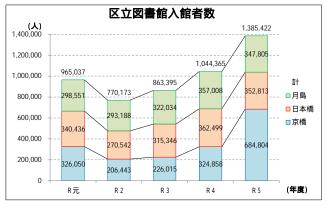
 どちらかというと好き
 28.7%
 36.8%

 どちらかというと嫌い
 14.6%
 19.5%

(図3)

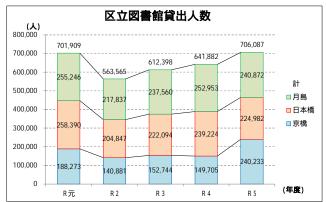


(図4)

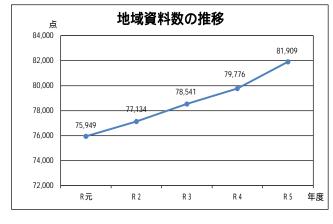


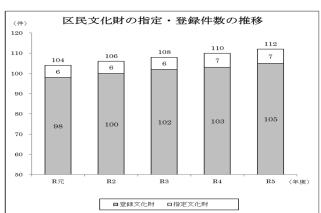
3.0%

6.2%



(図5)





郷土資料館が収蔵する郷土資料の総数は約29,000点

取組の方向性

魅力ある図書館の整備

「地域の生涯学習拠点」である図書館、郷土資料館および生涯学習の機能を融合させた「本の森ちゅうおう」では、さまざまな区民ニーズに応えられるよう、子どもが読書等に親しめるエリアの設置、文化財のさらなる活用推進のため郷土資料と地域資料を融合した展示や関連書籍の配架を行うほか、区の情報について積極的に発信していきます。

日本橋・月島の図書館では、時代にあった蔵書の拡充や多岐にわたる質問に応えるレファレンス⁷⁵など、 利用者にとって利便性の高い図書館サービスや読書環境を提供していきます。

また、子育て世代の人口増加が予想される晴海地区に、子どもたちの読書、学習環境を整備した晴海図書館を開設しました。4館となった区立図書館では、引き続き読書環境の充実を図ります。

学校等と連携した読書活動の推進

図書館司書のおすすめ本や教員の意向に沿った資料等を図書館側から定期的に各学校へまとめて貸出を行い、学校図書館の蔵書の拡充を図ります。また、貸出と併せて、図書館司書が魅力的な展示方法や書評の作成方法等を指導するなど、学校における読書環境の充実を図ります。

また、中学生までの読書体験や本に触れる機会を増やすことが重要なことから、今後も引き続き読書活動を推進するための各種取組を行い、本を読むことの楽しさ、自分で調べることの楽しさなどを実感してもらう取組を展開していきます。

文化財の保護・普及啓発等

区内に保有する文化遺産について広く調査し、その価値が損なわれないよう区民文化財⁷⁶として指定・登録するとともに、所有者等に対して保存に関する啓発を行います。また、文化財保護意識の普及・啓発を図るため、広報紙や企画展、ホームページ等で幅広く公開していきます。さらに、区内に存在する文化財や歴史的資料について、展覧会等を通じて広く周知するなど、区の歴史や文化についての興味や知識を深め、文化財に対する保護意識や次世代への継承の意義を啓発していきます。

【主な取組】

-1 「本の森ちゅうおう」を中心とした区立図書館の運営

区立図書館の中心館である「本の森ちゅうおう」は、子どもから大人まで誰もが親しみを持って利用でき、歴史・文化を未来へ伝え、新しい時代を創造する地域の生涯学習拠点として充実を図ります。また、蔵書の充実や区政の情報発信のほか、学校図書館との連携、イベントの実施により読書の魅力創造に取り組みます。

-2 地域特性に応じた図書資料の収集

各区立図書館では、図書のリクエストのほか、地域特性に応じた図書資料の収集を行っています。「本の森ちゅうおう」(京橋図書館)は4館の中心館としてさまざまな分野の幅広い資料を収集するとともに、日本橋・月島・晴海の3館についてはそれぞれの地域特性を踏まえた蔵書構成となるよう、各図書館の特色をいかした読書環境の充実を図ります。

-3 電子書籍貸出サービス【充実】

登録すれば図書館に行くことなくインターネットに接続可能な端末(パソコンやタブレット等)から

電子書籍を借りられる電子書籍貸出サービスを実施しており、読書機会の拡充に向けた充実を図ります。

-4 図書館ボランティア⁷⁷および郷土資料館サポーター⁷⁸の活用

図書館において、読み聞かせボランティアによるお話し会の開催や目の不自由な方を対象とした対面 朗読の実施、CD等のタイトル一覧の点訳作成をボランティアの協力により行うとともに、郷土資料館 では、郷土資料館サポーターによる常設展や特別展の展示資料の解説を行います。

また、ボランティアの技術の向上を図るため、講習会等の開催のほか、読書や郷土資料に関するさまざまな情報を提供していきます。

-1 小・中学校等への巡回貸出等

図書館司書がおすすめする本や授業等で活用できそうな本を各学校へまとめて定期的に貸し出す「定期巡回貸出」や発表者が持ち寄った本を紹介し、参加者が一番読みたい本を投票で決める「ビブリオバトル⁷⁹」の開催、「図書館見学会」、司書が学校に出張して読み聞かせを行ったり図書館の利用方法等を教えたりする「おでかけ図書館⁸⁰」を行っています。加えて、全小中学校に配備されている学習用タブレットを活用してGoogle Classroom内に「図書館」クラスを作成し、図書館や図書に関する情報に簡単にアクセスできるよう整備しているとともに、子ども向けオンライン辞典サービス「sagasokka!」を導入し、情報活用能力の向上を図るなど、学校と連携・支援を深めています。

-2 学校図書館支援センター11の設置・運営 < 再掲 >

学校図書館支援センターを設置・運営し、学校司書の配置や読書活動推進に関する年間計画の作成・ 事業の企画等を通じて、学校図書館の適切な蔵書管理を行うとともに、機能を強化することで探究的な 学習や読書活動の充実を図ります。

-3 「第四次中央区子ども読書活動推進計画」の推進

児童・生徒の読書活動を推進していくため、「第四次中央区子ども読書活動推進計画」に基づき、図書館では「子ども読書の日」を記念したお話し会等のほか、子どもが初めて触れる絵本を提供する「親と子のふれあいブックスタート」事業や子ども自身の読書活動を記録できる「子ども読書手帳」の配布、ブックトーク⁸¹の実施、図書館における仕事体験⁸²など、子どもが本と出会い、読書意欲の向上につながる各種事業を展開します。

-1 区民文化財の指定・登録および活用

区内に存在する貴重な文化遺産を保護するため、区民文化財の指定・登録を行うとともに、企画展や特別展等さまざまな機会を捉えて実物の展示や情報提供を行うほか、歴史に関する映像を作成する機会を捉えて、文化財や歴史的建造物に関する内容を盛り込むなど、区内にある文化財等の活用を図っていきます。

-2 文化財保護意識の普及・啓発

区内の貴重な文化財に対する理解を深めるため、英語表記や図版を取り入れるなど外国人も含め多くの方に分かりやすい文化財説明板として更新することにより、地域の文化や歴史を幅広く発信していきます。令和4年12月4日に開設された郷土資料館では、来館する多くの方が本区の歴史・文化に触れ、興味を喚起されるよう実物資料とともに、多彩なデジタル展示や地域史を深く掘り下げた特別展示を行っていきます。

基本方針4 文化・スポーツなどの生涯学習活動への支援の充実

(2) スポーツ・レクリエーション活動への支援

区では「中央区基本計画2023」に掲げている「スポーツの楽しさが広がる環境づくり」の施策に基づき、 子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、日常的にスポーツ活動を楽しみ、親しむことができる 生涯スポーツを推進するため、各種取組を行っているところです。

教育施設を所管する教育委員会としても、児童・生徒の活動の場や安全を確保した上で、学校施設を積極的に開放していく必要があります。

現状と課題

本区は都心区ならではの特性により、都市機能が集中しており地価が高いことから、スポーツ環境として グラウンドや体育館等を充分に整備することが難しい状況にあります。区内の公園、運動場および社会教育 会館等の区内施設においても、ランニングや球技運動ができる広さを持つ場所は限られています。

現在、学校施設は、夜間の時間帯や授業等に支障の無い範囲でさまざまな地域活動やスポーツ活動等に幅広く利用されているところですが、学校行事等との兼ね合いもあり、開放する時間や日数を増やすことは困難です(図1)。こうした状況を踏まえ、各校庭の状況に合わせて、さまざまなスポーツに校庭を開放するなど、学校施設の効率的な開放について学校と検討を進めていく必要があります。

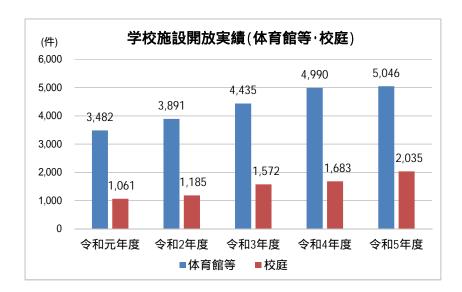
子どもの遊び場となる休日等における校庭(遊び場)開放については、人口増加に伴い一日当たりの利用人数は増加している状況です(図2)。令和6年4月から、公開空地や公園での遊び場が少ない本区において、児童や保護者が自転車やキャッチボールを安全安心に練習できる場所として、一部小学校の校庭を活用しているところです。今後も子どもの遊び場の確保や活用方法の視点からも、より一層魅力ある遊び場づくりを推進していくことが必要です。

また、良好な地域コミュニティやまちのにぎわいの醸成に資するため、令和6年8月からエリアマネジメント団体による城東小学校を活用したエリアマネジメント事業83を実施しています。

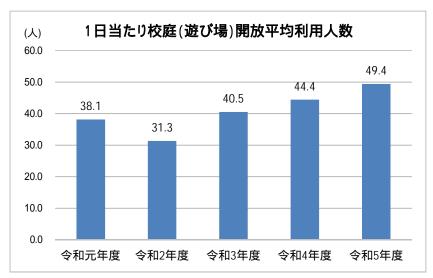
今後の学校施設の確保や活用については、本区の実情に基づき、校庭開放の時間を区切り活用するタイムシェアや民間活力の導入が必要であり、こうした取組を通して広く区民のスポーツ・レクリエーションの機会を確保していくことが重要です。

加えて、教育施設の活用にあたっては、放課後や土曜日等に子どもが安心して過ごすことのできる居場所「プレディ⁸⁴」および学校内学童クラブとプレディを一体的に運用する「プレディプラス⁸⁵」の運営について、小学校施設の有効活用という側面から引き続き支援していきます。

(図1)



(図2)



<柏学園・施設開放>



取組の方向性

学校施設の開放

個人や団体に対する学校施設の開放は、地域の社会教育・社会体育の振興や青少年の健全育成等の活動を支援する事業であることから、今後も学校施設の整備等の機会を捉え、積極的に地域開放を実施します。

なお、スポーツ開放利用率の低い学校施設のさらなる利用の促進を図るため、利用種目の拡大等を検討するとともに、利用率の高い学校施設においても学校運営に支障のない範囲で開放日を設定し、身近に運動ができる場の確保に努めていきます。

魅力ある遊び場づくり

子どもたちが、のびのび活動できる遊び場として、また、さまざまな運動・遊びの体験が得られる場と なるよう、休日の校庭(遊び場)開放を充実していきます。

【主な取組】

-1 学校施設開放

学校教育に支障のない範囲で、学校施設を地域の社会教育および社会体育団体のスポーツ・レクリエーション活動の場として提供しています。

-2 校外学園施設開放

学校の児童・生徒が利用する期間を除き、区内在住・在勤および在学者で構成する登録団体がスポーツ やレクリエーション活動を行えるよう、柏学園⁸⁶を開放しています。

-3 城東小学校を活用したエリアマネジメント事業への支援【新規】

城東小学校では、令和6年8月から特定のエリアを対象として、地域マネジメントを実施するエリアマネジメント団体による屋上運動場やプール、体育館等を活用した学校施設開放に準じる事業を実施しています。その一環として、子ども向けスポーツスクール(サッカー教室、スイミング教室等)や地域イベントも開催されており、担当部署と連携しながら、子どもがスポーツ活動を楽しむ機会や地域交流を支援していきます。

-4 子どもの居場所「プレディ」および「プレディプラス」への支援

放課後等における子どもたちの安全で安心な居場所の確保を図るため、担当部署と連携しながら、引き続き活動場所の確保の面から支援していきます。

魅力ある遊び場づくり【充実】

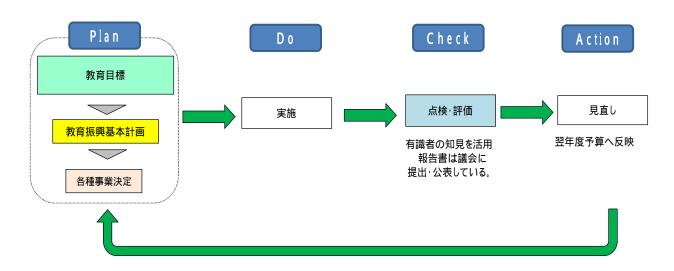
現在、校庭(遊び場)開放は、児童が校庭を広場として自由に使用しています。その一環として、令和6年4月から、区内3校の校庭を活用し、児童や保護者が自転車やキャッチボールを安全安心に練習できる場所を提供することで、安全な遊び場の充実に努めています。また、一部学校で実施している「地域スポーツクラブ」による校庭を活用した安心できる子どもの遊び場づくり・体力づくり事業では、ボールの投げ方や蹴り方など、公園ではできない種目をはじめ、さまざまな運動・遊びをスポーツ指導員の指導を受けながら、多くの児童と保護者が体験しています。これらの実績を踏まえ、学校・PTA・スポーツ団体等と協議しながら、校庭開放の在り方や管理方法について検討し、校庭(遊び場)開放がより魅力的なものになるよう充実していきます。

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の進行管理

本計画における施策の着実な進行管理を図るため、毎年度実施している「教育委員会の点検・評価」を活用します。施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、その実績や効果等について自己評価を行うとともに、学識経験者による評価も活用しながら、PDCAサイクルを構築し、教育施策の展開に反映させていきます。

また、評価結果を区議会へ報告するとともに、ホームページ等により広く区民に公表することで、教育行政の透明性を高めていきます。



2 関連部局との連携・協力

教育ニーズが多様化・複雑化する中、教育施策は生涯学習・子育て支援など他部局と深く関連する分野があります。そのため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項に定める「総合教育会議」において、区長と教育委員会とが教育課題や取組について共有・協議し、効果的に教育施策へ反映させるとともに、関連部局と連携・協力しながら計画を推進していきます。

3 学校・家庭・地域の連携・協働

子どもたちの教育は、単に学校だけでなく、学校・家庭・地域が、それぞれ適切な役割分担を果たしつつ、相互に連携して行われることが必要不可欠です。

教育委員会は、学校・家庭・地域がしっかりと連携・協働し、地域ぐるみで子どもたちの成長と自立 を支えていけるよう支援していきます。

「中央区の教育環境に関する基本条例」

平成11年4月1日条例第15号

一人ひとりの子どもが、その人権を等しく尊重され、心身ともに健康で、自主性と創造性に富み、人間性豊かに育つことは、私たち区民すべての願いである。

この願いを実現するためには、子どもが自ら学ぶ意欲を持ち、その能力に応じた教育の機会を得るとともに、良好な生活環境はもとより、人や自然との様々なふれあいを通して、人権を尊重する心、他人を思いやる心、美しいものに感動する心などを培うことのできる環境が必要である。

すべての大人は、家庭、地域社会、学校、文化、風俗、自然など子どもを取り巻くあらゆる環境が、子どもの心身の健全な成長にとって極めて重要なものであることを認識し、教育的な見地からその維持向上に努めなければならない。

中央区、区民及び事業者が相互に協力しながらそれぞれの役割を果たし、より良い教育環境を実現するため、この条例を制定する。

(目標)

- 第一条 中央区(以下「区」という。)は、次に掲げる事項を目標として、学校環境の充実、健全育成の推進、地域活動及び家庭教育への支援、健康で安全な生活環境の確保等、教育環境の維持向上を図るものとする。
 - 子どもが健康で楽しく遊び、学ぶことができるようにすること。
 - 二子どもの健全な育成を妨げるおそれのある行為を防止すること。
 - 三 子どもと人、文化、自然等とのふれあいを豊かにすること。
 - 四 家庭及び地域社会の教育力の向上を図ること。

(学校環境の充実)

- 第二条 区は、子どもが自らの個性を伸ばすとともに、精神的及び身体的な能力を十分に発揮し、発達させることができるよう、学校環境の充実に努めるものとする。
- 2 教育委員会は、区が設置する学校(以下「区立学校」という。) の施設及び設備の整備充実等に努める ものとする。
- 3 教育委員会は、区立学校に勤務する教員が自らの資質の向上に努め、指導の内容及び方法を研究し、 開発することを奨励するものとする。

(健全育成の推進)

- 第三条 区は、子どもの健全な育成を図るため、子どもが保護者、友達、地域社会の人々等とともに様々な体験や活動をすることができる場と機会の充実に努めるものとする。
- 2 区は、子どもの健全な育成を妨げるおそれのある行為を防止するため、区民等と協力して、清浄な風俗環境の保持等に努めるものとする。

(地域活動及び家庭教育への支援)

第四条 区は、地域社会が教育の場として十分な機能を発揮することができるよう、地域社会における自

主的な活動を支援するものとする。

2 教育委員会は、家庭における教育力の向上を図るため、情報の提供、相談体制の整備等の施策を講じ、家庭教育を支援するものとする。

(健康で安全な生活環境の確保)

- 第五条 区は、子どもの健康が保護され、生活環境が保全されるよう、安全な交通環境の確保及び大気汚染、騒音、日照阻害等の防止に努めるものとする。
- 2 区は、子どもと自然とのふれあいが保たれるよう、緑地、水辺等の整備に努めるものとする。

(区民の役割)

第六条 区民は、子どもの人権を尊重するとともに、地域社会における相互の連帯と活動の活発化を図り、教育環境の維持向上に努めるものとする。

(事業者の協力)

- 第七条 事業者は、区の区域内において事業活動を行うに当たっては、良好な教育環境の維持に配慮するものとする。
- 2 区長および教育委員会は、良好な教育環境を確保するために必要があると認めるときは、事業者に対して協力を求めるものとする。

(国、東京都等との連携等)

第八条 区は、良好な教育環境を確保するため、国、東京都その他関係機関(以下「国等」という。)との 連携を図るとともに、必要に応じ、国等に対して適切な施策を講じ、又は必要な措置を採るよう要請す るものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

中央区教育大綱

子どもたちを取り巻く環境は、AIやICTなどの技術革新やグローバル化の一層の 進展などにより日々、めまぐるしく変化しています。このような予測が困難な変化の激 しい時代にあっては、これまで以上に子どもたち自身が主体的に考え、行動し、多様な 人々と協働しながら、新たな価値観を創造していく力が求められています。

本区では、今後も教育委員会と密接な連携を図りながら、教育目標の理念を共有し、 基本構想に掲げる将来像「輝く未来へ橋をかける 人が集まる粋なまち」の実現 に向け、次の3つの視点から総合的・計画的に教育施策を推進していきます。

子どもの琴線に触れる感動ある教育

変化の激しい社会で力強く生き抜いていくためには、自信を持って主体的に挑戦できるよう自己肯定感や自律心を育む教育が必要です。

そのためには、読書やスポーツ、自然体験などあらゆる場を活用して、子どもたちー 人一人が主役となる機会をつくり、感動や共感、喜び・悲しみといった心を揺さぶるよ うな経験を通じて人間ならではの感性や創造性を育む教育を推進します。

自ら未来を切り拓く力を育む教育

知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成は、いつの時代においても重要な 課題です。

学習の基盤となる情報や文章を正しく読み解く力の向上、豊かな心・いじめを許さない強い心の育成、規則正しい生活習慣・日常的な運動習慣の定着など、「確かな学力の定着・向上」「子どもの健全な育成」「健康な体づくり」に取り組みます。

また、より効果的・効率的に授業が展開できるようにICT環境の整備を進めます。

一人一人の多様なニーズに対応した教育

教育的な課題が多様化・複雑化する中で、子どもたちが自ら持つ能力・可能性を最大限に発揮できるよう、一人一人の状態や状況に応じたきめ細やかな教育を行います。

特別支援教育では、自立と社会参加を見据えて特性に応じた適切な学習環境を提供していくとともに、多岐にわたる教育的ニーズに応じた早期支援に取り組みます。

また不登校対策では、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むとともに、不登校であっても自らの進路を主体的に考え、社会的に自立することができるよう、学習機会の確保などの支援を行います。

令和2年2月5日

中央区長 山本 泰人

中央区教育振興基本計画検討委員会における検討経過

諮問および第1回中央区教育振興基本計画検討委員会

令和元(2019)年8月7日(水)午後6時30分から午後8時15分まで

教育長から中央区教育振興基本計画検討委員会へ諮問

議事の概要

- (1)本検討委員会の設置などについて
- (2)委員長および副委員長の決定について
- (3)中央区教育振興基本計画の改定について
- (4)今後の日程(案)について
- (5)その他

第2回中央区教育振興基本計画検討委員会

令和元(2019)年9月5日(木)午後6時30分から午後8時30分まで

議事の概要

- (1) 中央区の現状について
- (2) 施策体系(案) について
- (3)その他

第3回中央区教育振興基本計画検討委員会

令和元 (2019)年10月23日 (水)午後6時30分から午後8時30分まで

議事の概要

- (1)第2回検討委員会でいただいた意見等に対する回答について
- (2) 施策別原稿(案) について
- (3)その他

第4回中央区教育振興基本計画検討委員会

令和元 (2019)年11月13日 (水)午後6時30分から午後8時30分まで

議事の概要

- (1)第3回検討委員会でいただいた意見等に対する回答について
- (2)中間まとめ(案)について
- (3)その他

中間のまとめのパブリックコメント

令和元(2019)年12月16日(月)~令和2(2020)年1月7日(火)

2名から延べ47件の意見

第5回中央区教育振興基本計画検討委員会

令和2(2020)年1月23日(木)午後6時30分から午後7時30分まで

議事の概要

- (1)第4回検討委員会でいただいた意見等に対する回答について
- (2)パブリックコメントの結果(案)について
- (3)中央区教育振興基本計画(案)について
- (4)その他

答申 令和2(2020)年1月29日(水)

中央区教育振興基本計画検討委員会から教育長へ答申

中央区教育振興基本計画検討委員会委員名簿

(敬称略)

							収 小崎/
区	分	氏	名	所	属	備	考
24 - 하 · 69	験 者	小川	正人	東京大学名誉教授 放送大学教授 早稲田大学客員教授		委	員 長
学 識 経	験 者	細谷	美明	早稲田大学客員教授		副多	委員長
		秋元	有子	白百合女子大学発達臨	床センター博士		
		須田	桐美	明石小学校・幼稚園P	TA会長		
Р Т	T A	吉岡	輝元	有馬小学校・幼稚園P	TA会長		
		熊谷	芳紀	佃中学校 P T A 会長			
h	BB 15 4	嶋田	一夫	中央区青少年委員会会	·長		
社 会 教 育	育関係者	箱守	由記	中央区地域家庭教育推	進協議会委員		
		早川	幸	月島第二幼稚園長			
校 園	長	小久保	秀雄	城東小学校長			
		平松	功治	銀座中学校長			
		遠藤	龍雄	区民部長	-		
区長部)	同 職 貝	田中	智彦	福祉保健部長			
教育委員会事	事務局職員	長嶋	育夫	教育委員会事務局次長			
		-		1			

中央区教育振興基本計画2020見直しにおける検討経過および体制

<検討経過>

令和6(2024)年6月5日(水) 第6回中央区教育委員会定例会 中央区教育振興基本計画2020の見直しについて

令和6(2024)年7月10日(水) 第1回中央区総合教育会議 今後の中央区の教育について意見交換

令和6(2024)年8月1日(木) 第1回中央区教育振興基本計画2020見直し検討会 中央区教育振興基本計画2020の見直し(案)について

令和6(2024)年9月26日(木) 第2回中央区教育振興基本計画2020見直し検討会 中央区教育振興基本計画2020の見直し(案)について

令和6(2024)年12月5日(木) 第3回中央区教育振興基本計画2020見直し検討会 中央区教育振興基本計画2020の見直し(案)について

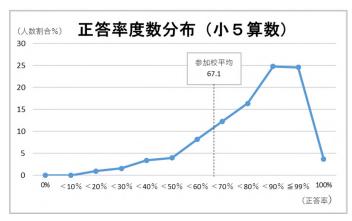
令和7(2025)年2月5日(水) 第2回中央区教育委員会定例会 中央区教育振興基本計画2020(令和7年3月見直し)の策定について

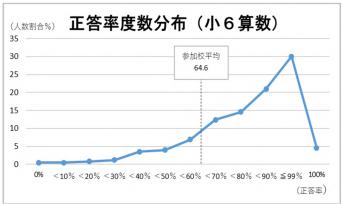
<検討体制>

所 属		氏	名
教育委員会事務局	次長	北澤	千恵子
	参事(連絡調整・特命担当) 庶務課長、教育政策担当課長 事務取扱	俣 野	修 一
	学務課長	鷲 頭	隆介
	学校施設課長	田中	恒 祐
	指導室長	小 林	傑
	図書文化財課長	植木	良則
	副参事 (文化財保護・資料活用・特命担当)	増山	一成
	教育センター所長	村 上	隆 史

各種関係データ

令和5(2023)年度 学習力サポートテストの結果



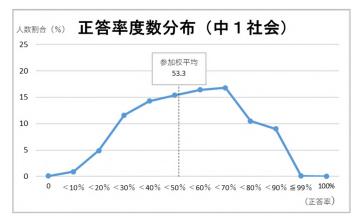














令和5(2023)年度 全国学力・学習状況調査の結果について 【小学校6年生】

設問別調査結果の平均正答率

国語

分類		区分	2	平均正答率(%)	
		区刀	中央区	東京都	全国
		全体	77.0	69.0	67.2
	4□ ≐ἀ Τ. 7 °	(1) 言葉の特徴や使い方に関する事項	81.9	73.6	71.2
公司长米	知識及び 技能	(2) 情報の扱い方に関する事項	74.7	66.5	63.4
学習指導 要領の	1	(3) 我が国の言語文化に関する事項			
安祝の 内容	思考力、 判断力、 表現力等	A 話すこと・聞くこと	83.2	73.5	72.6
134		B 書くこと	34.7	28.9	26.7
		C 読むこと	80.3	73.2	71.2
		知識・技能	79.8	71.6	68.9
評価の	D観点	思考・判断・表現	75.0	67.0	65.5
		主体的に学習に取り組む態度			
問題形式		選択式	82.7	75.9	73.6
		短答式	78.8	66.4	62.7
		記述式	60.6	51.4	51.1

算数

/\ *	<u>ν</u>	ম	☑均正答率(%))
分類	区分	中央区	東京都	全国
	全体	77.0	67.0	62.5
	A 数と計算	80.9	71.0	67.3
	B 図形	66.3	54.8	48.2
学習指導要領の領域	C 測定			
	D 変化と関係	83.2	75.8	70.9
	E データの活用	75.3	67.3	65.5
	知識・技能	80.4	71.5	67.2
評価の観点	思考・判断・表現	71.7	61.2	56.5
	主体的に学習に取り組む態度			
	選択式	73.9	63.2	57.7
問題形式	短答式	85.5	78.0	74.7
	記述式	64.4	52.4	47.3

令和5(2023)年度 全国学力・学習状況調査の結果について 【中学3年生】

設問別調査結果の平均正答率

国語

分類		区分		平均正答率(%)	
		区刀	中央区	東京都	全国
	全体			72.0	69.8
		(1) 言葉の特徴や使い方に関する事項	75.0	69.6	67.5
W == 114 VA4	知識及び 技能	(2) 情報の扱い方に関する事項	70.7	66.2	63.4
学習指導 要領の	32.80	(3) 我が国の言語文化に関する事項	78.6	73.1	74.7
女母の	思考力、 判断力、 表現力等	A 話すこと・聞くこと	85.8	84.4	82.2
		B 書くこと	72.1	66.8	63.2
		C 読むこと	69.8	67.2	63.7
		知識・技能	75.3	70.1	69.4
評価の	の観点	思考・判断・表現	75.7	72.9	69.7
		主体的に学習に取り組む態度			
		選択式	77.6	75.9	73.1
問題	形式	短答式	73.6	65.6	65.6
		記述式	75.1	70.8	68.0

数学

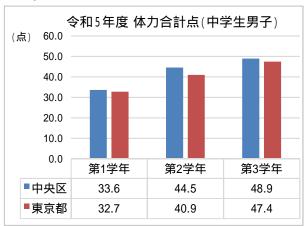
) 分類	区分	平均正答率(%)			
力 類	区 刀	中央区	東京都	全国	
	全体	59.0	54.0	51.0	
	A 数と式	70.3	66.0	63.0	
 学習指導要領の領域	B 図形	44.6	39.2	33.2	
子自拍导女視の視場	C 関数	58.2	54.3	51.2	
	D データの活用	55.5	50.4	48.5	
	知識・技能	62.8	58.7	55.7	
評価の観点	思考・判断・表現	51.3	45.8	41.6	
	主体的に学習に取り組む態度				
	選択式	53.7	48.5	45.3	
問題形式	短答式	68.9	65.5	62.6	
	記述式	51.3	45.8	41.6	

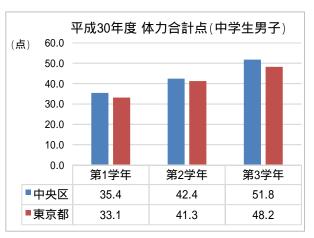
英語

分類	区分	Σ	F均正答率(%)	
力與	区力	中央区	東京都	全国
	全体	60.0	52.0	45.6
	(1) 聞くこと	72.7	64.7	58.4
	(2) 読むこと	64.6	57.2	51.2
学習指導要領の領域	(3) 話すこと[やり取り]			
	(4) 話すこと[発表]			
	(5) 書くこと	38.5	29.6	23.4
	知識・技能	65.8	57.9	51.5
評価の観点	思考・判断・表現	53.0	44.8	38.8
	主体的に学習に取り組む態度			
	選択式	68.7	61.0	54.8
問題形式	短答式	48.0	37.6	30.1
	記述式	24.2	17.6	13.5

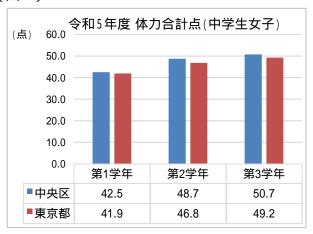
児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果

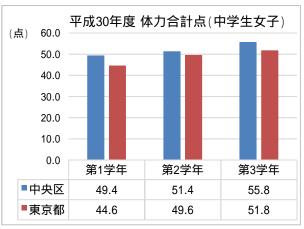
(図1)





(図2)





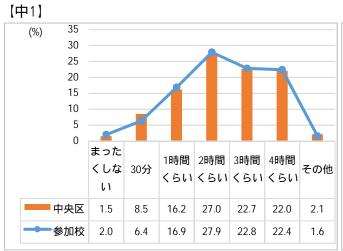
令和5(2023)年度 学習力サポートテストより抜粋

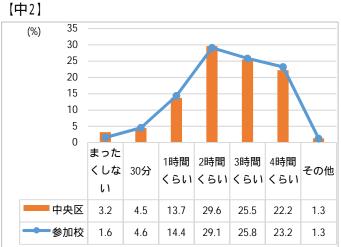
平日(月~金)は何時頃に寝ますか。



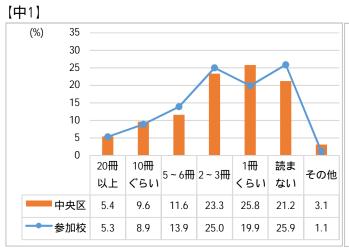


平日(月~金)、1日当たりどれくらいの時間、携帯電話やスマートフォンで通話やメール、インターネットをしますか(ゲームを除く)。





1カ月に読む冊数(漫画・雑誌除く)





学校·幼稚園築年数等一覧

	子似	、マンノイ田は	引業出	- 数寺一覧		
幼稚園・認定こども園名	地域	構造	階数	延床面積(㎡)	建築年度	築年数
泰明幼稚園	京橋	R C	3	580.32	1929年 / 昭和4年	95
中央幼稚園	京橋	R C	5	1,112.95	2012年 / 平成24年	12
明石幼稚園	京橋	R C	5	1,349.70	2012年 / 平成24年	12
京橋朝海幼稚園	京橋	R C	4	728.64	1986年 / 昭和61年	38
明正幼稚園	京橋	R C	6	1,378.34	2014年 / 平成26年	10
常盤幼稚園	日本橋	R C	3	555.69	1929年 / 昭和4年	95
—————————————————————————————————————	日本橋	SRC	9	1,028.69	1993年 / 平成5年	31
有馬幼稚園	日本橋	R C	2	1,523.44	2016年 / 平成28年	8
久松幼稚園	日本橋	R C	6	596.92	1972年 / 昭和47年	52
久松幼稚園(増築棟)	日本橋	SRC	6	916.48	2015年 / 平成27年	9
阪本こども園	日本橋	R C	7	837.99	2020年 / 令和2年	4
月島幼稚園	月島	SRC	7	1,240.64	1990年 / 平成2年	34
				·		
月島第一幼稚園	月島	R C	4	1,379.31	1976年 / 昭和51年	48
月島第二幼稚園	月島	R C	4	882.43	1991年 / 平成3年	33
月島第二幼稚園(増築棟)	月島	R C	4	714.41	2014年 / 平成26年	10
晴海幼稚園	月島	SRC	5	1,320.92	1993年 / 平成5年	31
豊海幼稚園	月島	R C	5	2,293.31	2016年 / 平成28年	8
渋谷教育学園晴海西こども園	月島	S	2	4,911.35	2023年 / 令和5年	1
小学校名	地域	構造	階数	延床面積(m²)	建築年度	築年数
城東小学校	京橋	S	5	11,751.66	2022年 / 令和4年	2
泰明小学校	京橋	R C	3	3,712.44	1929年 / 昭和4年	95
中央小学校	京橋	R C	5	11,041.17	2012年 / 平成24年	12
明石小学校	京橋	R C	5	8,586.73	2012年 / 平成24年	12
京橋築地小学校	京橋	R C	4	6,468.80	1986年 / 昭和61年	38
京橋築地小学校メモリアルホール	京橋	SRC	4	726.97	1993年 / 平成5年	31
明正小学校	京橋	R C	6	8,345.53	2014年 / 平成26年	10
常盤小学校	日本橋	R C	3	4,043.94	1929年 / 昭和4年	95
 常盤小学校(別館)	日本橋	R C	5	3,086.22	2019年 / 平成31年	5
日本橋小学校	日本橋	SRC	9	8,410.22	1993年 / 平成5年	31
有馬小学校	日本橋	R C	4	7,945.23	1986年 / 昭和61年	38
久松小学校	日本橋	R C	4	6,703.82	1972年 / 昭和47年	52
久松小学校(増築棟)	日本橋	R C	6	2,521.01	2015年 / 平成27年	9
阪本小学校	日本橋	R C	7	12,337.72		4
佃島小学校	月島	SRC	5	9,891.43	1987年 / 昭和62年	37
				-		
月島第一小学校 	月島月島	R C R C	4	7,293.59	1976年 / 昭和51年	48
			5	6,961.38	1989年 / 平成元年	35
月島第二小学校(増築棟1)	月島	R C	4	487.27	1991年 / 平成3年	33
月島第二小学校(増築棟2)	月島	R C	4	732.00	2014年 / 平成26年	10
月島第三小学校	月島	SRC	5	12,605.36	1993年 / 平成5年	31
豊海小学校	月島	R C	5	11,698.46	2016年 / 平成28年	8
晴海西小学校	月島	SRC	5	15,010.09	2023年 / 令和5年	1
宇佐美学園(校舎棟・体育館棟)	区外	R C	2	2,654.93	1985年 / 昭和60年	39
宇佐美学園(寮舎棟)	区外	SRC	3	2,323.55	1981年 / 昭和56年	43
宇佐美学園(職員宿舎棟)	区外	R C	2	286.96	1990年 / 平成2年	34
中学校名	地域	構造	階数	延床面積(㎡)	建築年度	築年数
銀座中学校	京橋	R C	5	10,767.56	1983年 / 昭和58年	41
銀座中学校メモリアルホール	京橋	S	2	137.96	1990年 / 平成2年	34
—————————————————————————————————————	月島	SRC	6	10,746.84	1987年 / 昭和62年	37
	月島	SRC	7	12,536.22	1990年 / 平成2年	34
晴海中学校クラブハウス	月島	R C	1	81.35	1995年 / 平成7年	29
日本橋中学校	日本橋	R C	6	8,539.68	1974年 / 昭和49年	50
日本橋中学校メモリアルホール	日本橋	S	1	168.20		31
晴海西中学校	月島	SRC	5	10,814.80	2023年 / 令和5年 : 鉄筋コンクリート造 S	1 鉄骨浩

SRC...鉄骨鉄筋コンクリート造 RC...鉄筋コンクリート造 S...鉄骨造

用語説明

1 国が実施している学力調査(全国学力・学習状況調査)(6頁)

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握・ 分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るために実施している学力テストのこと。

対象学年:国・公・私立学校の小学校6年生、中学校3年生

調査科目:小学校...国語、算数、理科 / 中学校...国語、数学、理科、英語 /

小・中学校共通…生活習慣や学習環境等に関するアンケート

理科は小・中学校ともに3年に1回調査。令和元(2019)年度から中学校の英語が追加され、3年に1回調査。

2 学習力サポートテスト(6頁)

中央区が実施している学力テスト。小学校4年生~中学校3年生までの各学年で実施しており、児童・生徒の基礎的・基本的な学習内容の定着状況と問題解決能力等を把握し、児童・生徒の学習の動機付けにつなげる個に応じた指導の充実と教員の指導力向上を目的としている。各自治体は任意で実施。

対象学年:任意に参加する国・公・私立学校の小学校4・5・6年生、中学校1・2・3年生

調査科目:小学校...国語、社会、算数、理科 /

中学校…国語、社会、数学、理科、英語(中学2・3年生のみ)

平成30(2018)年度から中学校2年生が、令和元(2019)年度から小学校5年生が対象に加わった。

3 デジタルシチズンシップ(教育)(8頁)

インターネットやデジタル技術を安全かつ効果的に使うためのスキルを養う教育。

個人情報の保護やプライバシーの尊重、オンラインでのコミュニケーションのマナー、信頼できる情報の見極め方、ネットいじめやインターネット詐欺への対処等デジタル社会で倫理的かつ責任ある行動を促進する。

4 GIGAスクール構想(8頁)

文部科学省の推進する教育政策で、全児童・生徒に一人一台の学習用タブレットと高速通信ネットワークを一体的に整備し、個別最適化された学びと協働的な学びを実現する。

5 認定こども園(8頁)

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設のこと。 保護者の就労の有無にかかわらず施設利用が可能であるほか、集団活動・異年齢交流に大切な子ども集団 を保ち、すこやかな育ちを支援するなどの特徴がある。また、地域の実情や保護者のニーズに応じて、「幼 保連携型」・「幼稚園型」・「保育所型」・「地方裁量型」の4つの分類がある。

6 ICT(8頁)

ICTは、Information and Communication Technology の略。コミュニケーションの活用も含めた情報通信技術の総称。

7 キャリア教育(8頁)

各学校段階の児童・生徒に対し、将来、自分にとって最もふさわしい進路や進学希望校等を主体的に選択し、その後の職業生活の中で自己実現を図るために必要な知識・技能・態度・価値観等を、学校内外のあらゆる活動を通じて、組織的・計画的に育成しようとする教育のこと。

8 金融リテラシー(8頁)

金融リテラシーとは、経済的に自立し、より良い生活を送るために必要なお金に関する知識や判断力のこと。金融リテラシーを身に付けるための教育は、一人一人が社会で生きていくために必要な金融やその背景となる経済についての基礎知識を高めていくことを目的としている。

9 すくわくプログラム(9頁)

主体的・協働的な探究活動を通じ、子どもの豊かな心の育ちを支援する取組に対して、東京都が補助金を交付する事業。

10 フォローアップ教材(9頁)

学習力サポートテストの結果を受け、苦手な分野についてまとめられた教材であり、一人一人にあった 復習問題のこと。学習用タブレットを活用して、復習が必要な問題に取り組むことができる。

11 学校図書館支援センター(9頁)

子どもの読書活動を推進し、「豊かな心」や「自ら学ぶ力」のほか、思考力・判断力・表現力等を育めるよう、司書の派遣や区としての計画的な事業展開を通じて、学校図書館の活動を支援するために設置される機関のこと。

12 理科支援員(9頁)

原則、小学校5・6年生の理科の授業において、教員の補助を行う職員のこと。観察や実験授業の器具の準備や片付け、授業の支援等が主な業務内容であり、教員へのアドバイスや児童への支援も必要に応じてできるため、授業の円滑化を図ることや理解を深めるねらいがある。

13 教育センター(9頁)

学校教育の一層の充実および振興を図るために設置している教育機関で、小中学校・幼稚園の児童・生徒・園児および教職員のための事業を行っている。

(令和6(2024)年4月1日現在)

<事業の一例>

教職員の資質向上を目的とした研修会の開催、教育センターの施設・設備を利用した実験教室や科学教室の実施、教育相談・就学相談、適応教室「わくわく21」の運営、教科書の常時展示等

<所在地>

中央区明石町12番1号 中央区保健所等複合施設4・5・6階

14 TOKYO GLOBAL GATEWAY(9頁)

海外をイメージして作られた施設で、さまざまなプログラムから自身の英語力に合わせた活動を選び、 目的に合わせて学ぶことのできる、体験型英語学習施設のこと。

15 中学生海外体験学習(9頁)

国際感覚豊かな視野の広い中学生の育成を図るため、区立中学校生徒を外国へ派遣し、姉妹都市の協力 の下、体験入学やホームステイ等の積極的な交流活動を通して、外国の理解に努めている。

派遣期間:夏季休暇中(10日間程度)

派 遣 先:オーストラリア(サザランド・シドニー)

16 保幼小の接続期カリキュラム(9頁)

幼児教育から小学校教育への学びの連続性を確保し、円滑な接続を図るために作られたカリキュラム。

17 学校評価 (システム) (10頁)

各学校・幼稚園は教育活動その他学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の 改善を図るため必要な措置を講ずることにより、教育水準の向上に努めなければならない。

本区においては、毎年、前年度の評価結果を踏まえた目標の設定、自己評価、保護者や学校に関わりのある地域関係者等による自己評価を踏まえた学校関係者評価、評価結果の公表と教育委員会への報告を行い、各学校が組織的・継続的な改善を図る学校評価システムを実施している。

18 学校評議員制度(10頁)

地域住民の学校運営への参画の仕組みを制度的に位置付けるものとして導入された制度のこと。 本区では、幼児・児童・生徒、保護者および地域住民の期待に応え、特色ある学校づくりと開かれた 学校づくりを推進するため、全小中学校・幼稚園に設置している。評議員は、学校(園)長の推薦等に 基づいて教育長が委嘱し、校(園)長の求めに応じて学校運営に関する意見を述べることができる。

19 OJT (12頁)

On-the-Job Training の略。職場内で、日常業務に携わりながら必要な知識・技術・技能・態度等を 意図的・計画的・継続的に指導・育成・相互開発することによって、職員の全体的な業務遂行能力や力 量を向上させるすべての活動のこと。

20 メンタティーチャー (12頁)

優れた指導力を持つ教員を「メンタティーチャー」として育成・認定し、若手教員等に対して、指導助 言の役割を果たす本区独自の教員指導力向上システムを構築している。

21 特別支援教育(12頁)

従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、学習障害(LD)、注意欠陥/多動性障害(ADHD)、情 緒障害、自閉症等の発達障害を含めて障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の 教育的ニーズを把握して、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

22 校務DX(13頁)

紙ベースの校務を単にデジタルに置き換えるのではなく、クラウド環境を活用した業務フロー自体の見直しや外部連携の促進、データ連携による新たな学習指導・学校経営の高度化を目指すこと。

23 ストレスチェック (13頁)

労働安全衛生法の規定により、定期的に労働者のストレスの状況について検査を行い、本人にその結果を通知して自らのストレスの状況について気付きを促し、個人のメンタルヘルス不調のリスクを低減させるとともに、検査結果を集団的に分析し、職場環境の改善につなげることによって、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止することを主な目的とした調査のこと。

24 教育支援(14頁)

特別な配慮を必要とする子どもに対する支援 (特別支援)や不登校対策など、学校と教育委員会、その他医療機関等の関係機関が一体となって取り組む、個に応じた指導や支援体制の総称のこと。

25 就学(・転学)相談(14頁)

児童・生徒一人一人の適切な学習環境を検討し、支援するため、中央区就学支援委員会を設置し、主に、 子どもの発達課題に応じた就学先を提案するため、小学校入学前と中学校入学前に、就学相談を行っている。 また、教育センターでは、小・中学校に在籍している児童・生徒に対する転学相談も行っている。

26 発達障害 (14頁)

発達障害者支援法には「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている障害のこと。

<自閉症>

自閉症とは、3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害。

<高機能自閉症>

自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

<アスペルガー症候群>

知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないものである。 なお、高機能自閉症やアスペルガー症候群は、広汎性発達障害に分類されるものである。

<学習障害(LD)>

Learning Disabilities の略。

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を指す。

<注意欠陥/多動性障害(ADHD)>

Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder の略。

ADHDとは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、および/または衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。

27 特別支援教室 (14頁)

全小中学校に設置された特別支援教室において、発達障害等がある児童・生徒に対して一人一人の課題 に合わせ巡回拠点校の教員が担当巡回校を巡回し、各学校で個別指導や小集団指導を実施している。

特別支援教室(情緒障害等)(令和7(2025)年4月1日見込み)

巡回拠点校	担当巡回校
佃島小学校	明石小学校、中央小学校
京橋築地小学校	泰明小学校、月島第二小学校
有馬小学校	常盤小学校、久松小学校
阪本小学校	城東小学校、明正小学校、日本橋小学校
月島第一小学校	月島第三小学校
豊海小学校	晴海西小学校
晴海中学校	銀座中学校、佃中学校、日本橋中学校、晴海西中学校

28 子ども発達支援センター「ゆりのき」(14頁)

発達障害のあるなしに関わらず、子どもの発達や育ちの相談ができ、必要な支援につなげるとともに、 適切な療育を実施する拠点として、こどもの発達相談ならびに「児童福祉法」に定める児童発達支援、放 課後等デイサービス、保育所等訪問支援および障害児相談支援を実施している。

また、「中央区育ちのサポートシステム」の推進等を行うことにより、子どもと保護者の福祉の増進を図っている。

<所在地>

中央区明石町 12番 1号 中央区保健所等複合施設 3階

中央区育ちのサポートシステム

「育ちに支援を必要とする子ども」に対して、必要な支援につなげ適切な療育を行うとともに、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を行うための体制のこと。

29 育ちのサポートカルテ (14頁)

発達の特性に応じた支援を提供するため、各関係機関が支援情報を記入したもの。子ども発達支援センターが管理することで、就学等のライフステージの切り替え時に支援の一貫性が途切れないようにしている。

30 特別支援学級 (14頁)

障害のある児童・生徒に対して、一人一人の能力に応じた小・中学校教育を行うため、特別支援学級(知的障害)を設けている。

特別支援学級設置校(令和7(2025)年4月1日見込み)

・明石小学校・・月島第二小学校・・月島第三小学校・・銀座中学校

31 通級指導学級 (14頁)

小・中学校の通常の学級に在籍し、言語障害、難聴等のある児童・生徒を対象として、通常の学級以外の教室の場で、障害に応じた指導を行う学級のこと。

通級指導学級設置校 明正小学校

32 特別支援学校(14頁)

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者または病弱者(身体虚弱者を含む。)に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校のこと。

33 教育相談 (14頁)

主に学校や教育センター内で行っている各種相談の総称。(以下は一例を記載)

小・中学校の児童・保護者・教員を対象とした教育相談

小・中学校に、専任教育相談員および東京都から派遣している臨床心理士の資格を持つスクールカウンセラーを配置し、教育相談、不登校やいじめ、児童の問題行動等の改善について助言等を行う。

適応教室「わくわく21」における相談

不登校等の児童・生徒に対し、充実した社会生活を営もうとする意欲や態度の育成を図るため、各種不 登校支援(相談含む)を行う。

メンタルサポーターの派遣

不登校またはその傾向にある児童・生徒、心理的な問題を抱え何らかのケアが必要と認められる児童・生徒に対して、心のケア、対人関係や学習等の支援を行うメンタルサポーターを、適応教室「わくわく21」や学校、家庭に派遣している。

スクールソーシャルワーカーの派遣および巡回

いじめ、不登校、暴力行為など生活指導上の課題に対応するため、社会福祉士の資格を有し、専門的な知識や技術を用いて、問題を抱える児童・生徒や家庭を支援するスクールソーシャルワーカーを全小学校に派遣するとともに、全中学校に巡回させている。

34 医療的ケア (16頁)

学校現場においては、教員や看護士が日常的に医療的ケアが必要な児童・生徒等に対して吸引器や胃ろう等を使用して行う喀痰吸引や経管栄養等のこと。

35 専任教育相談員(16頁)

教育センターでの来所相談や電話相談のほか、小学校、幼稚園および保育園へ派遣し、スクールカウンセラーとして教育全般に対する相談業務を行う臨床心理士等の資格を有する専門員のこと。

36 スクールカウンセラー (16頁)

学校で、生徒・保護者のいじめ、不登校、生徒の悩み等の相談・カウンセリングを行う臨床心理士等の 資格を有する専門員のこと。

37 スクールソーシャルワーカー (16頁)

家庭や学校、友人関係、地域社会等の児童・生徒が置かれている環境に働きかけて支援を行う社会福祉 士等の資格を有する専門員のこと。

児童相談所など関係機関との役割分担の調整、社会福祉的な立場から家庭訪問をして保護者へのケア、 教員への指導や助言等を行う。

38 アセスメント (16頁)

アセスメントとは、支援を求めている児童・生徒が、これからどうしたいと思っているのか(主訴) 本人の特性がどのように主訴に関わっているのかをさまざまな情報をもとに総合的・多面的に判断し、見たてること。

39 メンタルサポーター (16頁)

家庭や学校、適応教室「わくわく21」に派遣し、児童・生徒の心のケア、対人関係づくりや学習等の 支援を行う支援員のこと。不登校またはその傾向にある児童・生徒、心理的な問題を抱え何らかのケアが 必要と認められる児童・生徒に対して、心のケア、対人関係や学習等の支援を行う。

40 特別支援教育専門員(17頁)

特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒に対して、就学前から卒業までの継続的な就学相談 等に応じる職員のこと。

41 校内別室指導支援員(17頁)

不登校やその傾向がある児童・生徒が、教室には入りにくい状況であっても、安心して過ごせるように 設置した居場所(校内別室)において、自主学習の見守りや学習支援等の一人一人の状況に応じた支援を 行う職員のこと。

42 適応教室「わくわく21」(18頁)

不登校等の児童・生徒に対して、充実した社会生活を営もうとする意欲や態度の育成を図るため、不登校対策に関する中核機能(スクーリング・サポート・センター「SSC」)として、平成12(2000)年度に教育センター内に設置した。

当該教室では、個に応じた自主学習を中心とした学習活動や体験活動の支援を行っており、授業形式 の学習支援も実施している。

<開設日>

月~金曜日(土・日、祝日・休日、年末年始を除く)

43 ソーシャルスキルトレーニング(18頁)

対象児童・生徒の年齢や性別やタイプを考慮して考案されるが、周囲の人の視線や表情への気付き、場にふさわしい適切な言動、自分の感情や考えの表現方法等のスキルを獲得し、日常生活において他者と相互に関わる能力を高めることを目標としたトレーニングの総称。

44 人権教育推進委員会(22頁)

幼稚園、小・中学校の管理職、教員8人で構成され、地域や実態に応じた人権教育の課題を解明し、教育内容・方法の充実を図るため研究主題を設定の上、先進校視察や授業研究により研究を行っている。

45 人権教育プログラム (22頁)

教員等が人権教育を指導するための実践的な手引きとして東京都教育委員会が作成した資料のこと。人権教育についての考え方、人権教育に関する実践・指導事例、人権教育の効果的な推進のための参考資料が掲載されている。

46 道徳授業地区公開講座(22頁)

東京都教育委員会が、学校、家庭および地域社会が一体となって子どもたちの豊かな心を育むとともに、小・中学校等における道徳教育の充実を図ることを目的として、区市町村教育委員会と連携して都内公立小・中学校等で行う公開講座のこと。

学校、家庭および地域社会にできることについて意見交換を行うことで、道徳教育を推進している。

47 道徳教育講座 (22頁)

若手教員向けの道徳教育講座(基礎) 道徳教育推進教師向け道徳教育講座(発展)を実施している。道徳教育推進教師とは、学習指導要領に示された「道徳教育の推進を主に担当する教師」を指す。文部科学省が示している「道徳教育に係る教員の指導力向上方策」の一つとして、研修を実施している。

48 SNS(23頁)

Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略。登録した利用者だけが参加できるインターネットのWeb サイトのこと。

49 中央区地域家庭教育推進協議会(23頁)

中央区の家庭教育を推進するために平成16(2004)年に設置された、学校関係者、PTA、青少年委員、 民生・児童委員、区の関係部署がかかわり、運営している協議会のこと。保護者が家庭教育について学ぶ機会を提供するとともに、地域全体で家庭教育を支援するために家庭・学校・地域の連携を進めている。

50 情報モラル(教育)(24頁)

「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」を「情報モラル」と定め、各教科の指導の中で身に付けさせることとしている。具体的には、他人への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任を持つことや、危険回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康とのかかわりを理解することなどがある。

51 中央区いじめ防止基本方針 (26頁)

中央区の小・中学校におけるいじめの問題を克服し、児童・生徒の尊厳を保持する目的の下、教育委員会や学校、家庭、地域、児童相談所等の関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるもの。

平成30 (2018) 年 1 月に「中央区いじめ問題対策委員会」における議論等を踏まえ、いじめ防止等の強化のため改定した。

52 学校いじめ防止基本方針(26頁)

いじめ防止対策推進法第13条の規定により、すべての児童・生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、各学校の実情に応じて定めるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針のこと。 各学校が、いじめ問題への実効性のある具体的な対応策を決定するとともに、策定を通して、すべての教職員がいじめ問題への理解をより一層深める側面もある。

53 学習指導要領 (26頁)

学校教育法施行規則の規定に基づき、文部科学大臣が定める小学校~高等学校の教育課程に関する基準のこと。約10年に1度改訂される。

小・中学校の新しい学習指導要領は、平成29(2017)年3月に告示され、小学校は令和2(2020)年度、中学校は令和3(2021)年度から全面実施となった。

54 学校いじめ対策委員会(26頁)

各学校単位で設置しており、校長・副校長・教職員・スクールカウンセラー等から構成される。
活動内容は、いじめ防止等の対策に係る学校の年間活動計画(校内研修、「いじめに関する授業」、教職員による個人面談、スクールカウンセラーによる全員面接、子ども対象のアンケート、保護者会での説明、「学校サポートチーム」会議での説明、子どもの主体的な活動への支援等それぞれの実施計画)を策定し、また策定した計画が適切に実施されるよう運営を行う。

55 中央区いじめ問題対策連絡協議会(26頁)

全小中学校の生活指導主任、警察関係者や保護司、青少年委員、主任児童委員等が出席して、関係機関・ 地域関係者と学校が連携を図り、いじめ防止等のための対策の推進について協議を進めている。

56 中央区いじめ総合対策(26頁)

教育委員会が定める「中央区いじめ防止基本方針」に基づき「いじめ総合対策」を別に定め、いじめの 防止等の対策を推進するもの。

57 子ども家庭支援センター「きらら中央」(27頁)

子どもと子育て家庭に関するあらゆる相談に応じ、必要により専門機関やサービスの紹介、調整を行うほか、「中央区要保護児童対策地域協議会」を設置し、要保護児童等の実態把握や早期発見から援助までを児童相談センターや関係機関との相互の連携の下、行っている。

また、子ども家庭支援センター「きらら中央」分室では一時預かり保育を実施しているほか、勝どき分室では子育て交流サロン「あかちゃん天国」やトワイライトステイ等の子育て支援サービスを実施し、子育て支援講座など子育てに関する情報提供を実施している。

<所在地>

中央区明石町 12番 1号 中央区保健所等複合施設 4階

58 中央区いじめ問題対策委員会(27頁)

いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づき、「中央区いじめ問題対策連絡協議会」との円滑な連携の下、いじめの防止等のための対策を実効的に行うために、教育委員会の附属機関として設置するもの。 構成員は、学識経験者、法律・心理・福祉等の専門的知識を有する者6人以内。

また、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議するとと もに、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができるほか、重大事態が発生 した場合には、必要に応じて調査を行う。

59 中央区公共施設等総合管理方針(28頁)

公共建築物や道路、橋りょう等のインフラを含む公共施設等について、現状把握や維持管理の方針、財政負担の軽減・平準化など長期的な視点を持った最適なマネジメントを実現し、質の高い行政サービスを持続させることを目的として策定された。公共施設等の今後の在り方について基本的な方向性を示すものとして位置付けられ、当該方針を踏まえて各種個別施設計画が策定されている。

60 中央区学校施設個別施設計画(28頁)

国のインフラの維持管理・更新等の方向性を示す基本的な計画「インフラ長寿命化基本計画(平成25(2013)年11月策定)」に基づき、中央区の学校施設について中長期的なコストの縮減・平準化を推進しつつ、性能の維持・向上を図るための計画のこと。

61 一時預かり保育(28頁)

保護者の育児疲れや冠婚葬祭等の理由により一時的に乳幼児(生後57日~未就学児)を預かる「一時保育」と、保護者の出産や入院等の緊急の理由により原則30日を限度に預かる「緊急保育」の2つの事業がある。いずれも子ども家庭支援センター「きらら中央」分室にて実施。

62 公私連携方式 (28頁)

待機児童対策等のために保育の受け皿の整備を進める中において、民設民営でありつつも、市町村の関与を明確にしつつ、設置主体に設置のインセンティブが働く新しい運営形態として構築されたもの。

63 GIGA第2期(30頁)

文部科学省の推進するGIGAスクール構想の第2段階を表す。端末の更新に加え、ネットワーク環境を整備することにより、最適な学習環境を実現する。

64 ICT支援員(31頁)

学校における教育の情報化推進の実務的なサポートをする職員のこと。教員や児童・生徒へのICTの活用に関するサポートや授業の打ち合わせ等が主な業務内容であり、ICTの活用の着実な推進を図る目的がある。

65 中央区健康・食育プラン 2024 (32 頁)

区民の健康増進に向けて、必要となる一人一人の行動や取組を明確化し、誰もが健康でいきいきと活躍し続け、より高い生活の質を保つため策定された計画。

66 早寝早起き朝ごはんで輝く君の未来(32頁)

文部科学省が、生活リズムが乱れやすい環境にある中高生を中心とした子どもの生活習慣づくりに関する普及啓発のため、最新の科学的知見を踏まえた普及啓発資料および指導者用資料のこと。

67 教育広報紙「かがやき」(34頁)

教育行政に関して、施策の内容、学校の現状や教育委員会の考え方等について、区民や保護者に周知し、 理解の促進を図ることを目的として、教育委員会が年6回発行しているタブロイド版の教育広報紙のこと。 また、子どもたちの活躍や保護者の意見、生涯学習・スポーツ団体の活動状況等を積極的に取り上げ、 教育委員会と保護者・地域・関係団体とを結ぶコミュニケーション手段としても活用している。

68 マイスクールスポーツ (1校1運動)(36頁)

本区の全小中学校がそれぞれ、縄跳び、一輪車、持久走等の種目を重点的に取り組むスポーツとして 掲げて、児童・生徒の体力向上・増進を目指した取組のこと。

69 体育指導補助員(36頁)

区立小学校における体育授業の実技指導等を行う非常勤職員のこと。大学において体育学等を修了した 者または専攻する者が対象となる。

70 運動遊び推進園 (36頁)

幼児期からの運動能力の向上を意識した運動遊びの充実を目指し、平成29(2017)年度から全幼稚園を「運動遊び推進園」として指定し、計画的に運動遊びを行っている。各園の実態に応じて、遊具の整備や活用、環境の工夫をするとともに、外部講師から指導法を学ぶなど教員の指導力を高めるための実践を進めている。

71 オリンピック・パラリンピック教育 (学校・幼稚園 2020 レガシー)(36 頁)

平成 27 年度から令和3年度まで、区立学校・幼稚園にて実施してきた4つの資質の育成(オリンピック・パラリンピック学習、中央区版「一校一国」運動、ハートフルスポーツ、体力向上)をしてきた取組を、学校・幼稚園 2020 レガシーとして継承し、幼児・児童・生徒の実態、地域性を鑑み、学校・幼稚園の特色として継続させていく活動のこと。

72 図書館サービス(40頁)

図書館資料の閲覧・貸出・リクエストサービスやレファレンスサービス等の従来のサービスはもとより、 行政・ビジネス・医療・法律等といった専門的情報の提供・資料案内や障害者および高齢者に対する読み 聞かせなど、図書館で行われるサービス全般のこと。

73 中央区子ども読書活動推進計画(40頁)

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づき、子どもたち自身がより多くの本に親しみ、読書の習慣を身に付けられるよう、家庭・地域・図書館・学校などが連携して子どもの読書活動を推進していくための取組を示した本区の計画。平成30(2018)年3月に策定した「第三次中央区子ども読書活動推進計画」が令和4(2022)年度末に計画期間が終了したことに伴い、計画事業の検証・評価や状況の変化を踏まえ、今後5年間の基本的な取組を明らかにした「第四次中央区子ども読書活動推進計画」を令和5(2023)年3月に策定した。

74 本の森ちゅうおう (40頁)

子どもから大人まで誰もが親しみを持って利用でき、歴史・文化を未来へ伝える地域の生涯学習拠点として、労働スクエア東京跡地に整備された、図書館・郷土資料館・生涯学習機能を持った複合施設のこと。令和4(2022)年12月に開設。

<所在地>

中央区新富一丁目 13 番 14 号

75 レファレンス (サービス)(42頁)

レファレンス (サービス) とは、図書館利用者の調べたいことや探している資料等の質問について、必要な資料・情報を図書館司書が案内するサービスのこと。図書の所蔵の有無はもとより、関連資料の紹介や他機関所蔵資料の探し方の案内、新聞記事や雑誌記事、論文等の探し方も含まれる。

76 区民文化財 (42頁)

本区は、江戸時代以来、経済・文化・商業の中心として発展してきた地域であり、歴史的・芸術的・学術的に価値のある文化財が残されている。その種類は、建造物・絵画・彫刻・古文書や地域に伝わる踊り・祭り等があり、区内に残る貴重で身近な文化遺産を保護し、将来に守り伝え、区の伝統的な文化を発展させていくために「中央区民文化財」として指定・登録している。

77 図書館ボランティア (43頁)

多くの子どもたちが本に親しみを持ち、読書を楽しむことができるように、図書館イベントの「お話し会」等で読み聞かせを行うボランティアのこと。その他にも、目が不自由な利用者などに対する朗読ボランティアがあり、図書館業務の一端を担っている。

78 郷土資料館サポーター (43頁)

郷土資料館および特別展等のガイド・説明要員として、2年以上の経験を持つ郷土の歴史教育・ガイド訓練・現場実習を経験したボランティアのこと。

79 ビブリオバトル(43頁)

京都大学から広まった「人を通して本を知る。本を通して人を知る」をキャッチコピーにした本の紹介 コミュニケーションゲームのことで、「知的書評合戦」とも呼ばれている。

80 おでかけ図書館(43頁)

図書館司書が幼稚園・保育園・小学校等に出向き、本とふれあうことの楽しさを伝えるため紙芝居や絵本などの読み聞かせを行う図書館の取組のこと。

81 プックトーク(43頁)

あるひとつのテーマに沿って、集団を相手に30分程度、数冊の本を順序よく紹介することで、本に対して興味・関心を持ってもらうこと。ブックトークは、図書館サービスとして独立してあるのではなく、蔵書をみがき、司書自身で図書館の蔵書を把握して、利用者に渡すという一連の仕事といえる。

82 図書館における仕事体験(43頁)

本や読書への興味を持ってもらい、図書館利用の促進を図るため、小学校~高校生の児童・生徒に図書館の仕事を体験してもらう取組のこと。なお、幼稚園や保育所等の園児に対しては、図書館散歩を受け入れ、図書館の利用方法や読書の楽しみを知ってもらう取組も実施している。

< 小学生による子ども図書館員 >

夏休み期間中に、小学校4年生~6年生を対象に、本の返却や装備、書架整理等の基本的な業務を体験してもらう。

< 中学生の職場体験 >

中学校における職場体験先として受け入れており、子どもたちへの読み聞かせ等を体験してもらう。< < 高校生図書館ボランティア >

高校生に図書受入・書架整理といった図書館業務を体験してもらうことにより、図書館への理解や 興味を深めてもらう。

83 エリアマネジメント事業 (44頁)

特定のエリアを単位に、民間が主体となって、まちづくりや地域マネジメントを行う取組。

84 子どもの居場所「プレディ」(44頁)

子どもの健全育成を図り、子どもが安全に安心して過ごせるよう、保護者の就労状況にかかわらず放課 後や土曜日、長期休業日等に小学校の施設内において子どもの居場所を開設している。

85 プレディプラス (44頁)

学校内学童クラブ所属児童と放課後子ども教室(プレディ)所属児童が、放課後に使用できる教室等を 活用し職員の見守りのもと一緒に過ごすことができる事業を実施している。

86 柏学園 (46頁)

自然環境に親しむ機会が少ない区立小中学校・幼稚園の児童・生徒・園児に対し、芋掘りやセカンドスクール、部活動合宿など学園の自然環境や施設等をいかした教育活動を行うための施設。

児童・生徒等が利用する期間を除いて、区内在住、在勤、在学の登録団体に、スポーツやレクリエーション活動を行うための施設として開放している。

<所在地>

千葉県柏市柏1236番地1

中央区教育振興基本計画2020 (令和7年3月見直し)

令和7年3月発行

編集・発行:中央区教育委員会事務局庶務課

中央区築地一丁目1番1号

電話03(3546)5503(直通)

印刷:

刊行物登録番号

6 -____